

御代田町
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年3月

御 代 田 町

<目 次>

第1章	ごみ処理基本計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
第2章	地域概況	4
1	自然的状況	4
2	人口・世帯数の状況	6
3	社会的状況	7
4	行政計画等との関係	14
第3章	ごみ処理事業の現状と課題	18
1	ごみ処理体制	18
2	ごみ排出・収集体制	20
3	ごみ排出量の実績	22
4	ごみ資源化	26
5	ごみ処理の実績	28
6	ごみ処理事業費	32
7	国・県実績との評価	33
8	他市町村の動向	34
9	現状における課題	36
第4章	ごみ量等の推計	38
1	将来人口の設定	38
2	将来ごみ量の推計方法	39
3	現状施策のごみ量の推計（第1段階の推計）	42
4	目標設定のごみ量の推計（第2段階の推計）	47
第5章	ごみ処理基本計画	54
1	基本方針	54
2	ごみ施策の体系	58
3	発生抑制・資源化計画	59
4	収集運搬計画	66
5	中間処理計画	67
6	最終処分計画	69
7	災害廃棄物対策	69
8	その他のごみ処理に関する計画	70

第6章 計画の推進体制.....	71
1 計画の推進管理.....	71
2 計画のチェック方法と評価.....	71
資料編.....	

第 1 章 ごみ処理基本計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 28 年 9 月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定にあたっての基本的な指針を示したほか、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が更新され、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな取組み目標を設定しました。

長野県（以下「県」という。）においては、平成 28 年 3 月に「長野県廃棄物処理計画（第 4 期）」を策定し循環型社会形成に向けた施策等を総合的に推進していますが、その計画期間は令和 2 年度に終了年度を迎え、令和 3 年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）」が策定されているところです。

佐久市・北佐久郡環境施設組合においては、平成 29 年 12 月に策定した、「佐久地域 循環型社会形成推進地域計画（第二次計画）」に基づき 3R (Reduce リデュース：発生抑制、Reuse リユース：再使用、Recycle リサイクル：再生利用) を積極的に推進したうえで、さらに発生する廃棄物については焼却処理し、焼却に伴い発生する熱を回収し、発電等に有効利用しています。

御代田町（以下「本町」という。）では、平成 23 年 3 月に策定された「御代田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成 28 年 3 月に見直し、ごみの減量化や資源循環を実践するための基本方針や数値目標を掲げ、計画を指針として取組みを推進しているところです。

一般廃棄物処理基本計画の策定から 5 年が経過し、人口増加や高齢化の進行、SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標) の達成を目指した国際的な潮流、令和 2 年 12 月より佐久市・北佐久郡環境施設組合の佐久平クリーンセンターにおける焼却処理の開始と余剰エネルギーの積極的な活用等、本町のごみ処理を取り巻く情勢は大きく変化しています。

以上のような背景を踏まえて、ごみの発生抑制・資源化、適正かつ効率的なごみ処理の推進を図るため、新たな方針や取組みの設定が必要となっていることから、「御代田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を見直すこととしました。

本計画のもとで、町民、事業者、行政が互いに協働し、更なるごみの減量と資源化の推進に努めます。

2 計画の位置付け

本計画は、計画期間におけるごみ処理事業の指針として、ごみ処理を将来に亘り適正かつ計画的に行うため、区域内の家庭系ごみ及び事業系ごみの処理に関わる分別区分、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る計画の全てを包含するものです。

本計画は、上位計画である「第5次御代田町 長期振興計画（後期基本計画）」との整合を図りつつ、「長野県廃棄物処理計画（第4期）」における、ごみ処理に関する目標や方向性に適合したものとします。また、本計画に基づき、5年ごとの実行計画、各年度の実施計画を策定し、ごみ処理事業を推進していくものとします。

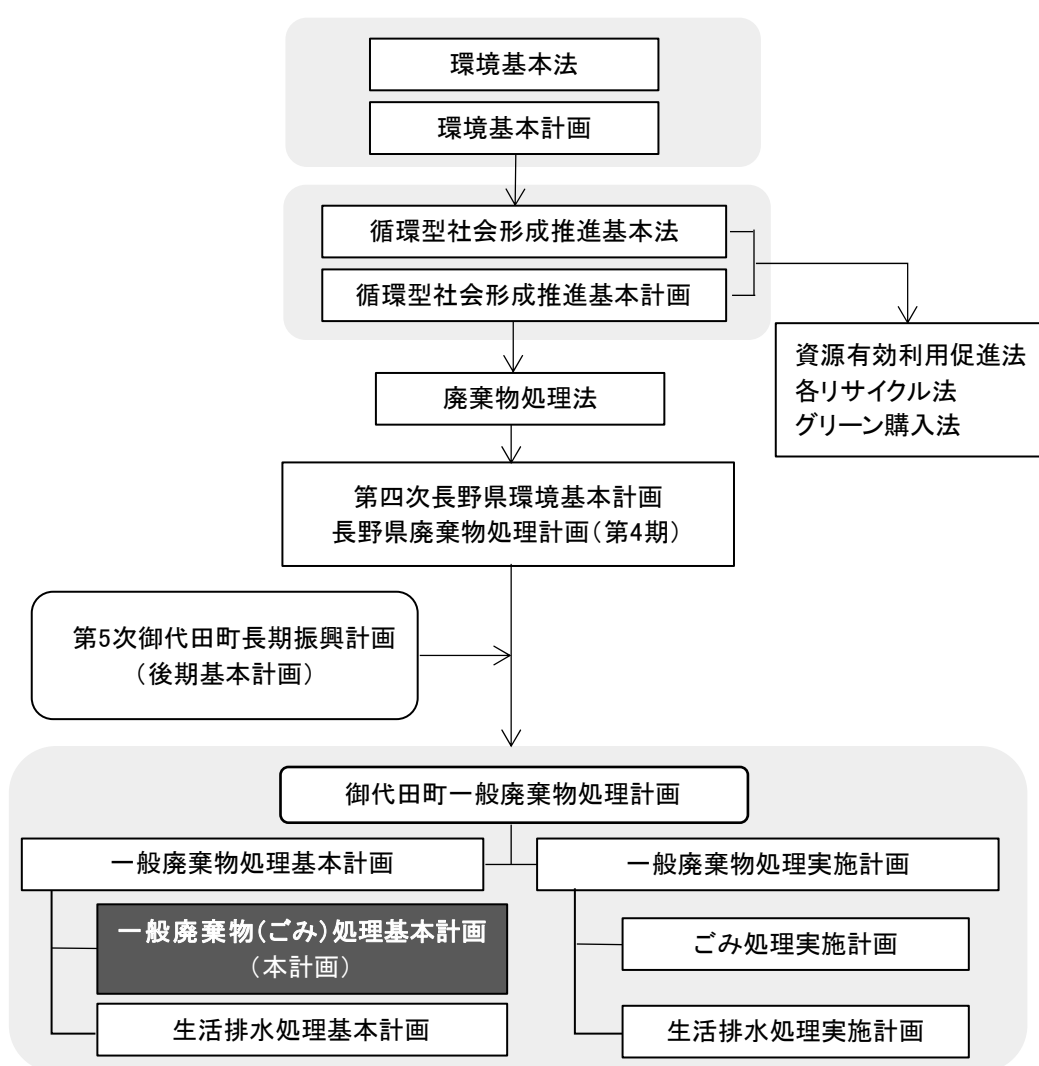


図 1-1 本計画の位置付け

3 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年）を計画初年度とし、令和7年度（2025年）を計画目標年度とする5年間計画として策定する計画です。

計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）

表1-1 計画期間

期 間		H23 計画	H28 計画	R3 計画（本計画）
計画期間	平成22年度	計画策定基準年度		
	平成23年度	↓		
	平成24年度			
	平成25年度			
	平成26年度			
	平成27年度		中間目標年度	計画見直し基準年度
	平成28年度	↓		
	平成29年度			
	平成30年度			
	令和元年度（平成31年度）			
	令和2年度（平成32年度）	計画目標年度	中間目標年度	計画見直し基準年度
	令和3年度（平成33年度）	↓		↓
	令和4年度（平成34年度）			
	令和5年度（平成35年度）			
	令和6年度（平成36年度）			
令和7年度（平成37年度）	計画目標年度		計画目標年度	

※国のごみ排出抑制・減量化の方針

- ・1人1日当たりごみ排出量を約12%削減
- ・リサイクル率の目標値を27%に増加
- ・最終処分量を約14%削減

※長野県のごみ排出抑制の方針

- ・1人1日当たりごみ排出量を800g/人・日以下

第2章 地域概況

1 自然的状況

(1) 地理・地形等

本町の総人口は15,372人（令和元年10月1日現在）であり、県の総人口の0.75%に相当し、面積は58.79km²であり、県の総面積の0.43%に相当します。

本町は、長野県東部に位置し、東は軽井沢町、西は小諸市、南は佐久市、北は群馬県に隣接します。地勢は、北の浅間山（標高2,568m）南麓から佐久山地北部の森泉山と平尾富士にかけ南西に緩やかに傾斜し、標高700m～1,000mに生活圏が広がっています。

本町には、1級河川として湯川、濁川及び繰矢川の3河川が、準用河川として久能沢川、滝沢川及び重の久保川の3河川があり、雨水排水路としての機能を有しています。

表2-1 本計画対象町の面積と人口

御代田町	
人口	15,372人
面積	58.79 km ²

※御代田町統計書（令和2年版）

※人口：令和元年10月1日現在



図2-1 本町の位置

(2) 気候特性

本町全域で標高が高く内陸に位置し、年間を通じて冷涼で気温差が大きく、冬は日本海からの季節風が県内に大雪をもたらすなど、自然的環境は概して厳しいです。

本町の過去10年間（平成22～令和元年度）の平均気温は8.1～9.3℃であり、最低気温は-18.6℃（平成24年度）、最高気温は33.5℃（平成25年度）となっています。

表 2-2 気象概況（平成22～令和元年度）

区分 年度	気温			降水量		平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)	総量 (mm)	最大日量 (mm)		
平成22	9.1	31.5	-14.8	1,413.5	69.0	82.0	1.6
平成23	8.5	31.2	-15.2	1,121.5	73.5	79.0	1.7
平成24	8.1	31.5	-18.6	1,127.5	52.0	80.0	1.7
平成25	8.8	33.5	-15.8	964.5	109.0	77.0	1.7
平成26	8.3	31.5	-14.2	1,343.5	71.0	78.0	1.7
平成27	9.0	31.9	-13.7	1,178.0	81.5	81.0	2.3
平成28	9.1	30.8	-16.0	1,377.0	53.0	83.0	2.3
平成29	8.3	30.3	-15.0	1,255.0	82.5	81.0	2.3
平成30	9.3	32.9	-14.9	1,239.5	62.0	81.0	2.3
令和元	9.0	31.5	-11.3	1,530.0	314.5	83.0	2.3

資料：気象庁 気象統計情報（軽井沢観測所）

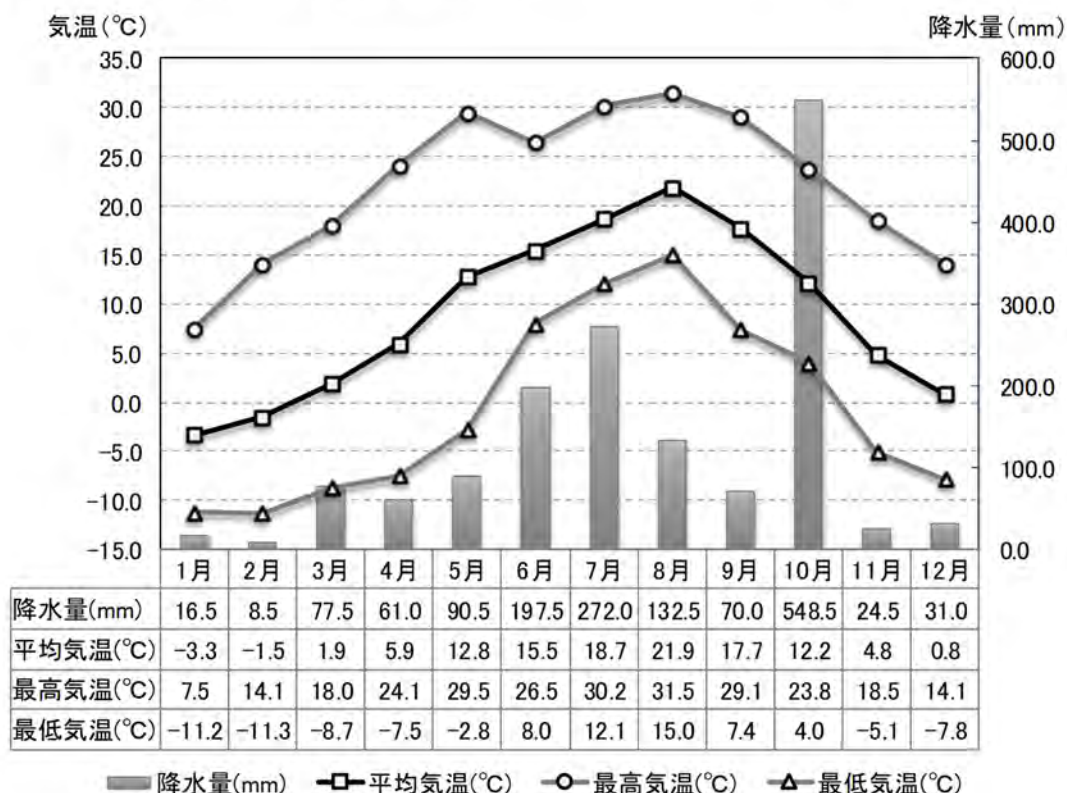


図 2-2 月別気象概況（令和元年）

2 人口・世帯数の状況

本町の過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の人口及び世帯数の推移を次に示します。
本町の人口及び世帯数は、全体として増加傾向となっています。

表 2-3 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)		世帯数(世帯)		1世帯あたり 平均人数 (人/世帯)
	人口	対前年度増減数	世帯数	対前年度増減数	
平成22	14,738	—	5,623	—	2.62
平成23	14,900	162	5,756	133	2.59
平成24	14,984	84	5,886	130	2.55
平成25	15,042	58	5,949	63	2.53
平成26	15,072	30	6,038	89	2.5
平成27	15,184	112	6,118	80	2.48
平成28	15,174	-10	6,306	188	2.41
平成29	15,220	46	6,406	100	2.38
平成30	15,220	0	6,432	26	2.37
令和元	15,372	152	6,602	170	2.33

資料：人口：第5次御代田町長期振興計画（後期基本計画）（各年10月1日現在）

世帯数：御代田町統計書

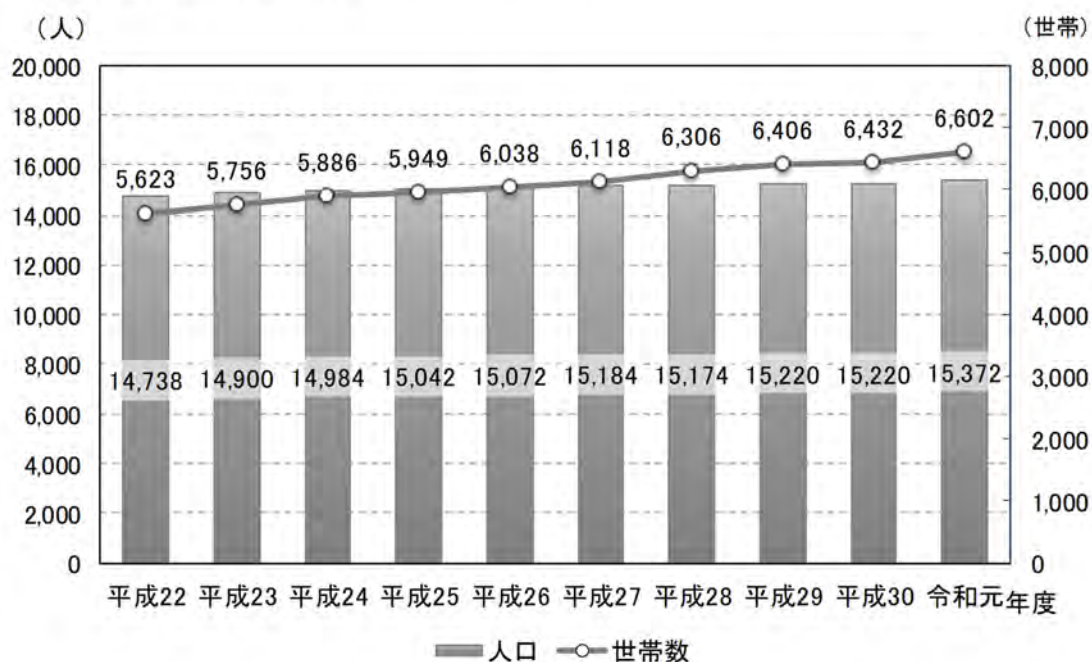


図 2-3 人口・世帯数の推移

3 社会的状況

(1) 産業

本町の産業別就業人口を次に示します。本町における各年度の産業別就業人口の構成は、第1～3次産業の中、第1次産業の占める割合が最も低く、第3次産業の占める割合が高くなっています。平成17年度からの傾向は、第1次産業が増減しながら減少し、第2次産業も減少傾向にあり、第3次産業の占める割合が若干増加傾向となっています。

表 2-4 産業別就業人口

区分 年度	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		総数 (人)
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	
平成17	920	(12.2%)	2,610	(34.6%)	3,991	(53.0%)	14	(0.2%)	7,535
平成22	762	(10.1%)	2,363	(31.3%)	4,172	(55.2%)	262	(3.5%)	7,559
平成27	790	(10.1%)	2,312	(29.6%)	4,614	(59.0%)	99	(1.3%)	7,815

資料: 国勢調査

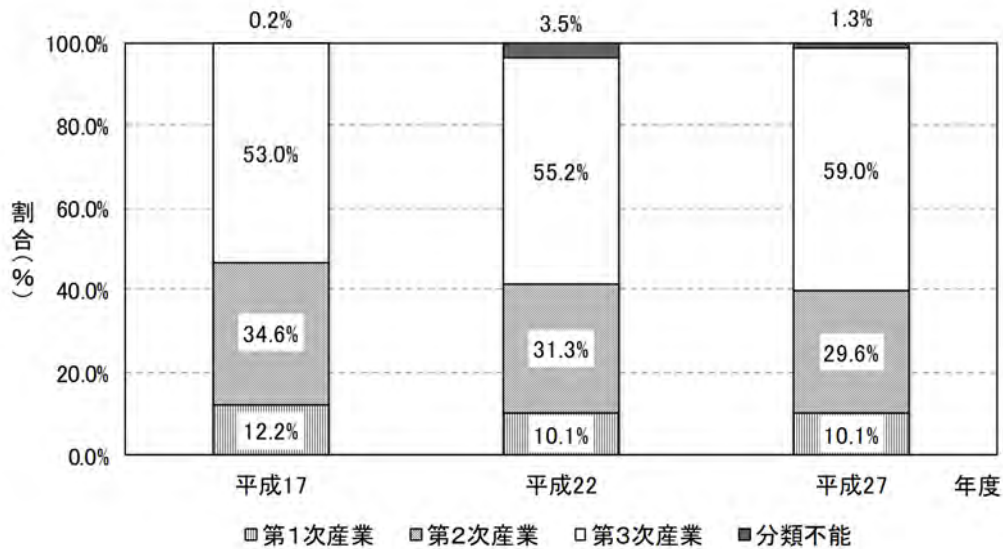


図 2-4 産業別就業人口

(2) 工業

本町の工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等を次に示します。本町における過去5年の傾向は、事業所数、従業者数及び製造品出荷額は増減しながらほぼ横ばいで推移しています。

表 2-5 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

年度	事業所数 (件)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
平成26	28	3,148	926
平成27	30	2,838	869
平成28	28	2,824	880
平成29	27	2,708	941
平成30	28	2,874	922

資料：工業統計調査、経済センサス

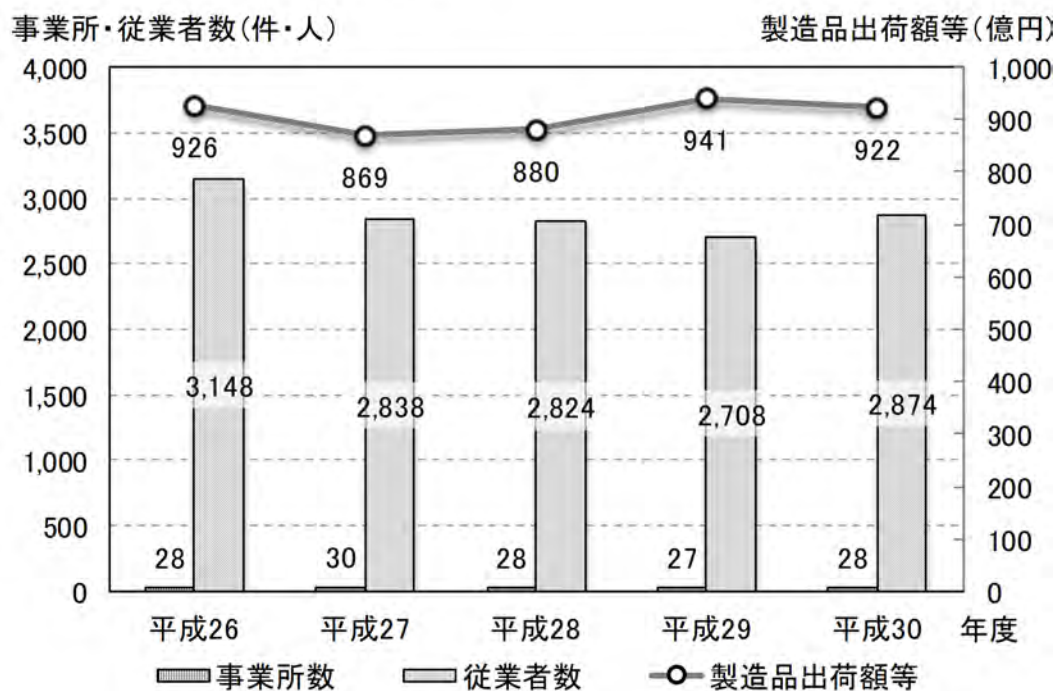


図 2-5 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

(3) 商業

本町の商店数・従業者数・年間販売額を次に示します。本町における平成24年度からの傾向は、商店数及び従業者数が増加しており、年間販売額は増減しながらも増加傾向となっています。

表2-6 商店数・従業者数・年間販売額

年度	区分	商店数 (件)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)
平成24		78	597	138
平成26		88	599	134
平成28		89	603	173

資料：商業統計調査、経済センサス

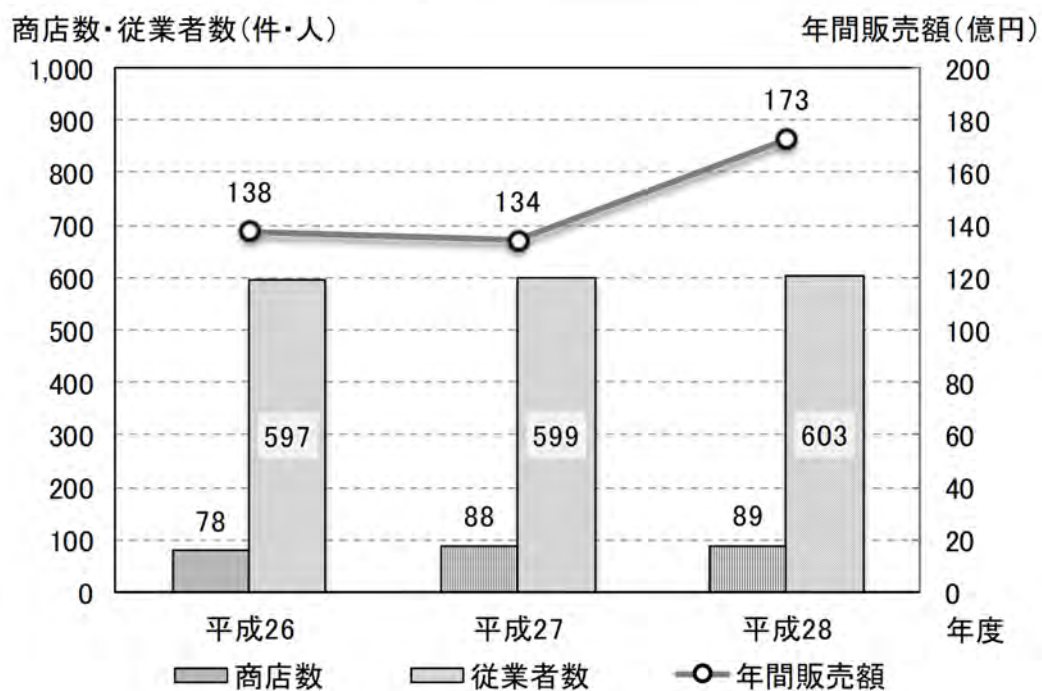


図2-6 商店数・従業者数・年間販売額

(4) 農業

本町の農家数・農業人口を次に示します。本町における各年度の農家数の構成は、専業農家の占める割合が最も低く、次いで兼業農家であり、自給的農家の占める割合が最も高い値となっています。

平成17年度からの農家数の傾向は、専業農家及び自給的農家が増減しながら減少、第1種及び第2種兼業農家も減少していることから、全体として減少傾向となっています。農家人口も減少傾向となっています。

表2-7 農家数・農家人口

区分 年度	農家数						農家人口 (人)
	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家 (戸)	兼業農家		自給的 農家 (戸)	
				第1種 (戸)	第2種 (戸)		
平成17	716	155	243	110	133	318	1,580
平成22	688	99	237	110	127	352	1,287
平成27	637	135	156	60	96	346	1,008

資料:農林業センサス

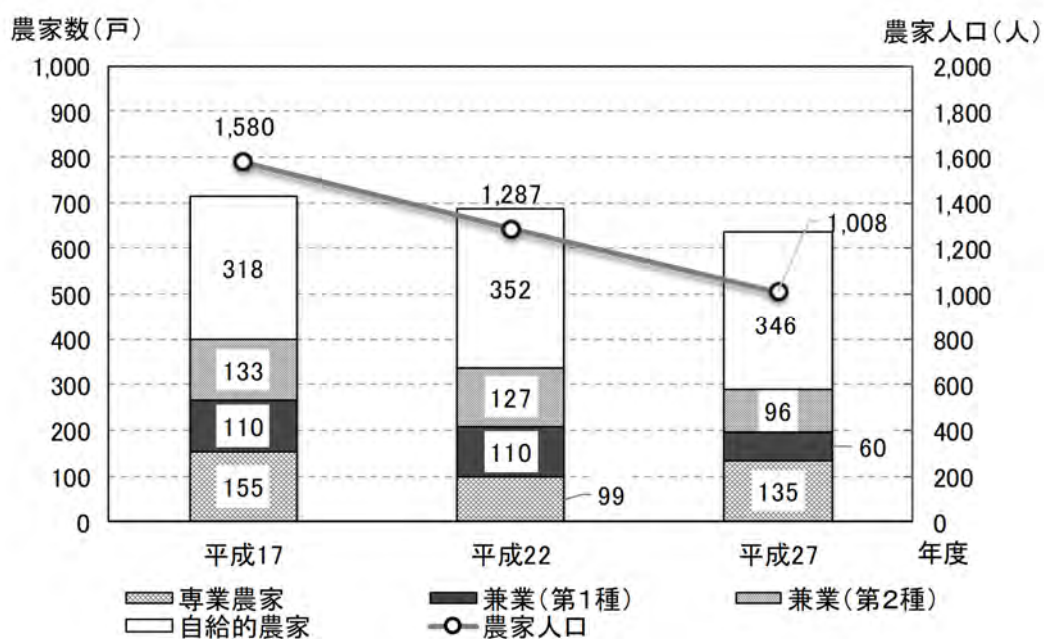


図2-7 農家数・農家人口

(5) 経営耕地

本町の経営耕地面積を次に示します。平成27年度の畑の占める割合は約79.5%で最も多く、田の占める割合は約20%、樹園地の占める割合は0.5%以下となっています。

表2-8 経営耕地面積

年度	区分						総面積 (ha)
	田		畑		樹園地		
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	
平成17	128	(24.6%)	390	(75.0%)	2	(0.4%)	520
平成22	124	(23.7%)	397	(75.9%)	2	(0.4%)	523
平成27	101	(20.1%)	400	(79.5%)	2	(0.4%)	503

資料：農林業センサス

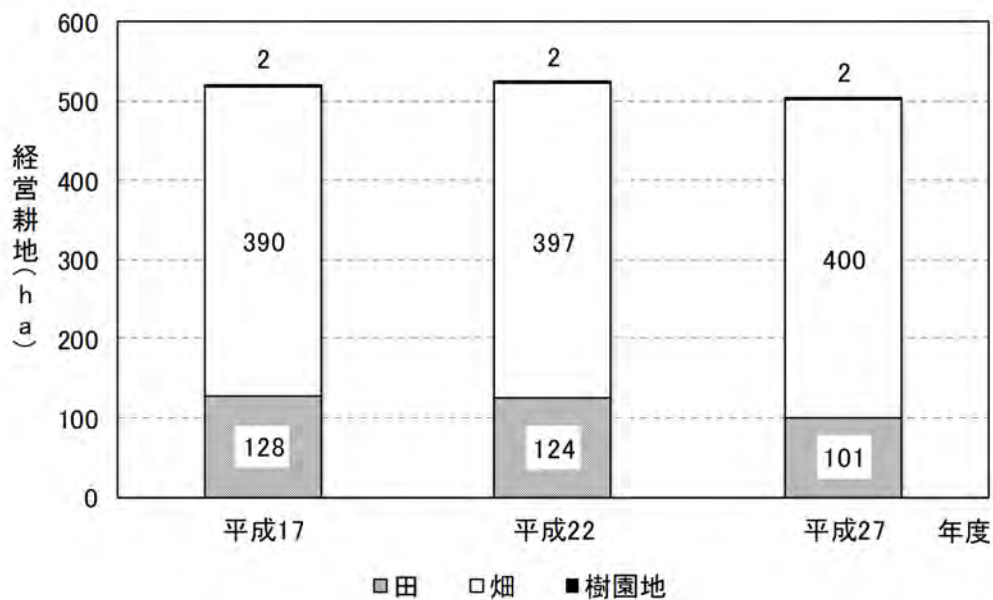


図2-8 経営耕地面積

(6) 土地利用状況

本町の地目別土地利用面積を次に示します。本町の過去 5 年間の総面積は変更がありません。そのうち、山林の占める割合は約 54%で最も多く、次はその他及び畑の占める割合はそれぞれ約 13%、宅地、田及び原野の占める割合は 10%以下となっています。

表 2-9 地目別土地利用面積

区分 年度	総面積						
	(km ²)	田 (km ²)	畑 (km ²)	宅地 (km ²)	山林 (km ²)	原野 (km ²)	その他 (km ²)
平成27	58.79	3.40	7.44	5.13	32.07	2.98	7.77
平成28	58.79	3.39	7.41	5.14	32.07	2.98	7.80
平成29	58.79	3.38	7.38	5.17	32.03	2.98	7.85
平成30	58.79	3.37	7.35	5.19	32.01	2.98	7.89
令和元	58.79	3.36	7.31	5.23	31.99	2.98	7.92
構成比	100.0%	5.7%	12.4%	8.9%	54.4%	5.1%	13.5%

資料:御代田町統計書(令和2年版)

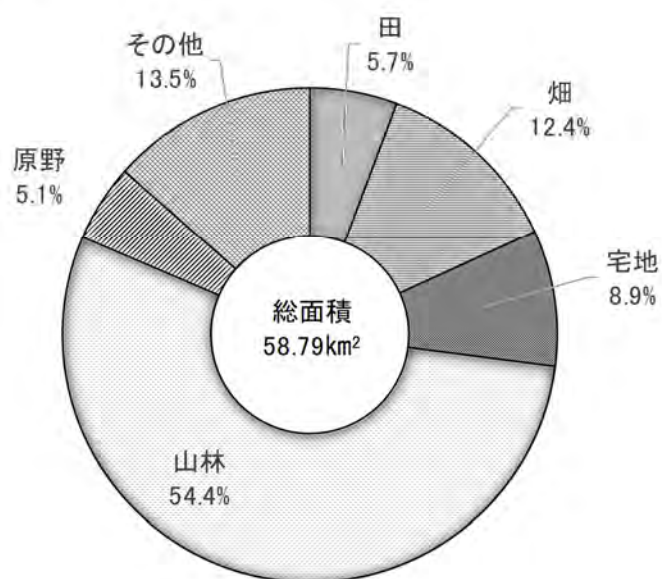


図 2-9 地目別土地利用面積 (令和元年度)

(7) 交通

本町を東西に横断する一般国道 18 号は、県内各地と関東・首都圏を結ぶ大動脈であるが、地形的な要因から急勾配やカーブなどが多い。本町南側に隣接して、東西方向に上信越自動車道が通っています。

また、一般国道 18 号と並行し、北側には県道 80 号（主要地方道小諸軽井沢線）が通り、地域間連絡幹線道路として利用されています。

県道は主要地方道が 2 路線、一般県道が 5 路線あり、近隣市町村及び集落を結ぶ地域生活及び産業活動の幹線道路の役割を担っています。

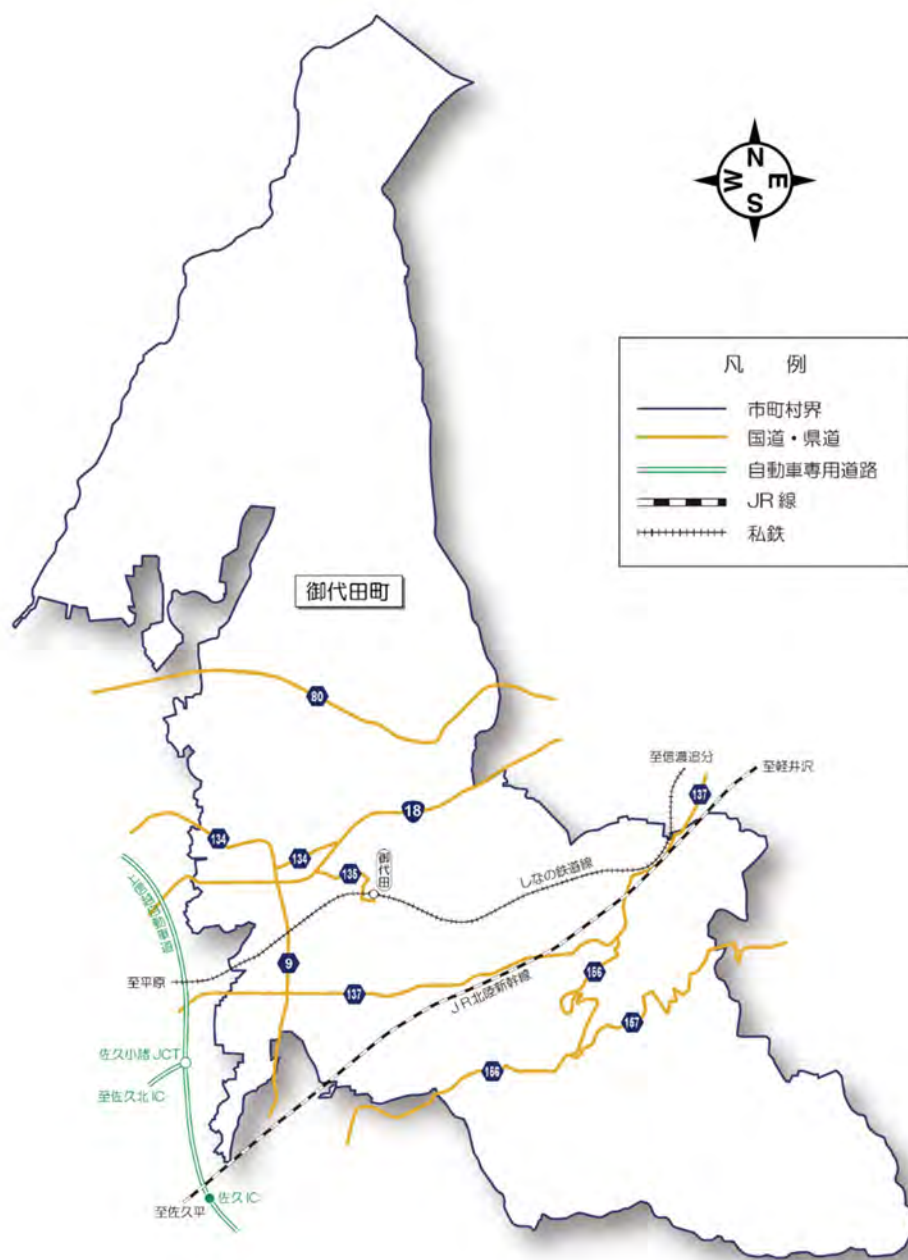


図 2-10 交通の概要

4 行政計画等との関係

(1) 国・県の廃棄物基本計画

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び平成30年6月に見直しされた「第四次循環型社会形成推進基本計画」の中で、平成28年度以降の一般廃棄物の減量化目標等を設定しています。

県は、平成28年4月に策定された「長野県廃棄物処理計画（第4期）」において、平成32年度までの一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

国及び県の減量化目標を次に示します。

表2-10 国、県の減量化目標

1) 国の基本方針の目標(平成32年度目標値)	
ごみ総排出量	平成24年度比約12%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ量 ※1	500g/人・日
再生利用率	約27%に増加
最終処分量	平成24年度比約14%削減
2) 国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標(平成37年度目標値)	
1人1日当たりのごみ排出量 ※2	850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※1	440g/人・日
3) 長野県廃棄物処理計画(第4期)の目標(平成32年度目標値)	
1人1日当たりの総排出量 (=総排出量 588千t÷人口 2,025,306人÷365日)	795g/人・日

※1 集団回収量、資源物量等を除く。

※2 集団回収量、資源物量等を含む。

(2) 廃棄物処理に係る法令等

廃棄物の処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法等が挙げられます。関係するそれぞれの法律を次に示します。

それぞれの法律は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の枠組みのもとで、一般的な枠組みを廃棄物処理法と資源有効利用促進法で定めています。これらに加えて、個別物品分野ごとに法律が整備されています。



図 2-1 1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律の関係図

(3) 他の関連計画

① 第5次御代田町長期振興計画基本構想

本町では平成27年12月に「第5次御代田町長期振興計画 基本構想」を公表しています。この中のごみ処理に関する事項について、その概要を次に示します。

表2-1-1 第5次御代田町長期振興計画 基本構想

区分	概要
計画期間	基本構想:平成28年度～令和7年度(10年間) 基本計画(前期):平成28年度～令和2年度(5年間) 基本計画(後期):令和3年度～令和7年度(5年間)
御代田町将来像	～文化・高原公園都市 御代田～ 超長期目標:2万人公園都市構想
まちづくりの考え方	・「自助」「共助」「公助」をベースとしたまちづくり ・「安全・安心」をベースとしたまちづくり ・「小学校区単位」をベースとしたまちづくり ・「定住・交流」をベースとしたまちづくり ・自律の理念によるまちづくり ・協働の理念によるまちづくり
ごみ処理に関する取組み	・住民・事業者・町が協働して3Rを進め、ごみの減量・資源化に向けた更なる取組みを継続して推進します。 ・可燃ごみについては、安定したごみ処理体制を確立するため、佐久市・北佐久郡環境施設組合の一員として、ごみ焼却施設の整備を推進し、適切な運営を行います。 ・少量ごみの不法投棄が多くなっているため、監視体制の強化、土地所有者への協力要請、ごみ拾い運動の推進等により不法投棄を撲滅し、清潔な環境づくりを図ります。 ・空き地等管理されていない荒廃地は、火災や事故を誘発する恐れがあり、また不法投棄等により景観不良や環境破壊につながる懸念があるため、適正に管理がされるよう住民への周知に努めます。

② 都市計画マスタープラン

本町では平成 27 年 6 月に「御代田町都市計画マスタープラン」を公表しています。
この中のごみ処理に関する事項について、その概要を次に示します。

表 2-12 御代田町都市計画マスタープラン

区分	概要
計画期間	平成 28 年～令和 7 年(10 年間)
御代田町将来像	～文化・高原公園都市 御代田～
まちづくりの視点	1 人と自然が共生し安全で快適な環境・循環型のまちをつくります 2 福祉・保健・医療の充実を図り希望と安心の持てるまちをつくります 3 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります 4 個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります 5 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります
ごみ処理施設の整備方針	基本方針: 安定的な可燃ごみ処理の確保を図り、可燃ごみ処理施設 (新クリーンセンター)を佐久市、軽井沢町、立科町、御代田 町で構成する一部事務組合で整備を推進する。 配置方針: 佐久平平根地区において、整備を推進する。

第3章 ごみ処理事業の現状と課題

1 ごみ処理体制

本町では、「生ごみ」「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物」「有害ごみ」の6分類に分けて排出されるごみを処理しています。

「生ごみ」(厨芥類)は、浅麓汚泥再生処理センターの生ごみ処理施設に搬入して堆肥化しています。

「可燃ごみ」は、民間業者にて委託処理を行っているとともに、令和2年12月から佐久平クリーンセンターにおける焼却処理を併用し、焼却処理しています。「可燃性粗大ごみ」は、民間業者に搬入し、焼却処理しています。焼却処理した後に発生する焼却残渣は、民間業者の最終処分場で埋立処分しています。

「不燃ごみ」は、井戸沢一般廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

「不燃性粗大ごみ」及び「有害ごみ」は、井戸沢一般廃棄物最終処分場のストックヤードに直接持ち込みによる回収を行い、民間業者に委託処理をしています。

「資源物」は、井戸沢一般廃棄物最終処分場ストックヤードまたは民間業者に搬入して選別・減容・梱包処理を行い、ごみの減量と資源化を図っています。資源物については、PTAや児童会による集団回収のほか、町内のスーパーマーケット等では、容器包装、古紙類及び缶類を中心とする資源物を自主回収し、直接再生処理事業者に引き渡す方法もあります。

現状のごみ処理体制について次に示します。

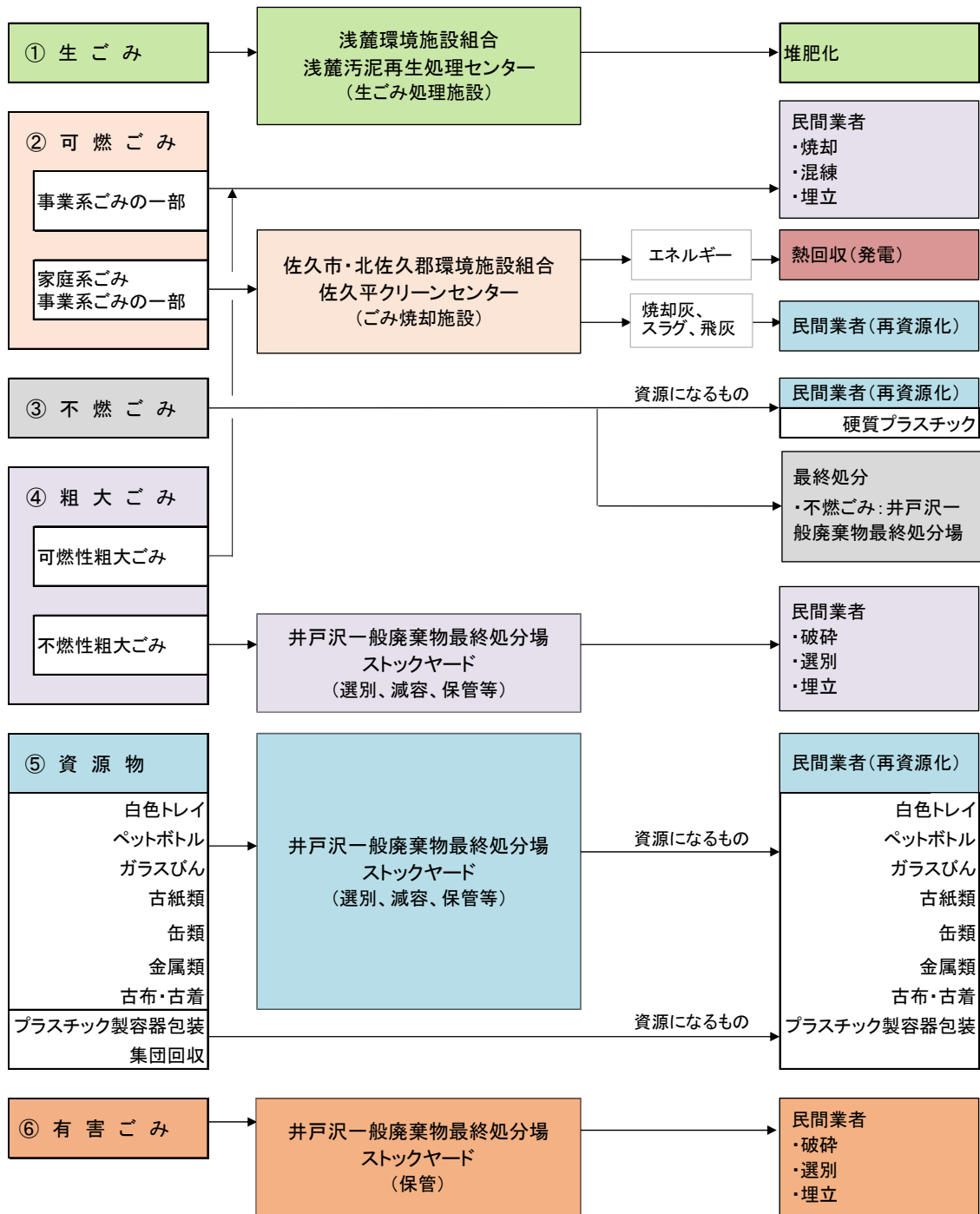


図 3-1 現状のごみ処理体制

2 ごみ排出・収集体制

(1) 排出・収集体制

家庭系ごみは「生ごみ」「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物」「有害ごみ」の6分類で回収しており、このうち「資源物」を7種別にして回収しています。





「生ごみ」「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラスチック製容器包装」については、有料指定袋による拠点収集、「有害ごみ」「粗大ごみ」については、排出者の自己搬入により回収しています。

「プラスチック製容器包装」を除く資源物については、有料指定袋によらない拠点収集を月に1回実施している他、自己搬入することもできます。

「不燃ごみ」についても、自己搬入することができます。

事業系ごみは、自己搬入もしくは許可業者による搬入により、有料で受け入れていきます。

表 3-1 現状の収集区分

ごみの分類		排出方法	収集方法	収集回数等	
家庭系	生ごみ 料理くず 野菜くず 魚くず 果物くず 貝がら	指定袋 	拠点収集 (委託収集)	2回/週	
	可燃ごみ 紙くず、草・枝葉類 紙おむつ(汚物をとりのぞく) 皮革類、はきもの類 雨ガッパ ぬいぐるみ 保冷剤、乾燥剤	指定袋 	拠点収集 (委託収集)	1回/週	
	不燃ごみ 陶磁器・食器・植木鉢 ライター CD・DVD等 おもちゃ、タッパ―・弁当箱 金属類 バケツ洗面器	指定袋 	拠点収集	1回/週	
	資源物	古紙類 段ボール 新聞紙・広告 雑誌・古本 紙パック 雑紙	品目ごとに紙ひも でしぼる	拠点収集 (委託収集)	1回/月
		ガラスびん 茶色のびん 無色透明のびん その他の色のびん	専用ボックス		
		ペットボトル 清涼飲料水・しょうゆ・焼酎等 ボトルの材質マークが付いているボトル	網袋		
		缶類 ジュース・ビール・茶筒 スプレー缶 フルトッポ缶のふた	コンテナ		
		白色トレイ 食品用白色トレイのみ	網袋		
		古布・古着 古布 古着	十字にしぼる		
	プラスチック製容器包装 ボトル類、フタ類 ポリ袋・ラップ類 トレイ類 カップ・パック類 網・ネット類 緩衝材類	指定袋 		1回/週	
有害ごみ 乾電池 体温計 蛍光灯	処分場にある指定 容器	持ち込み	随時		
粗大ごみ	ふとん、木製家具(ガラスや釘を取り除く) じゅうたん・カーペット・マットレス 柱等木くずは、直径30cm、長さ2m以内	可燃ごみの指定袋 に入らないもの	委託業者に 直接持ち込み	随時	
	自転車、ストーブ(灯油は必ず抜く)、 ガスコンロ、掃除機、電子レンジ、 金属類(一斗缶、ナベ、ヤカンなど)	不燃ごみでだせ ないもの	最終処分場に 直接持ち込み	毎週水・土曜日、 毎月最終日曜日	
事業系	可燃ごみ 不燃ごみ 資源物	家庭系と同じ	自己搬入、許可業 者による収集	事業者により適宜	

(2) ごみの有料化

指定袋による有料化、持ち込みごみの有料化を実施しています。ごみの費用負担について次に示します。

表 3-2 ごみの費用負担

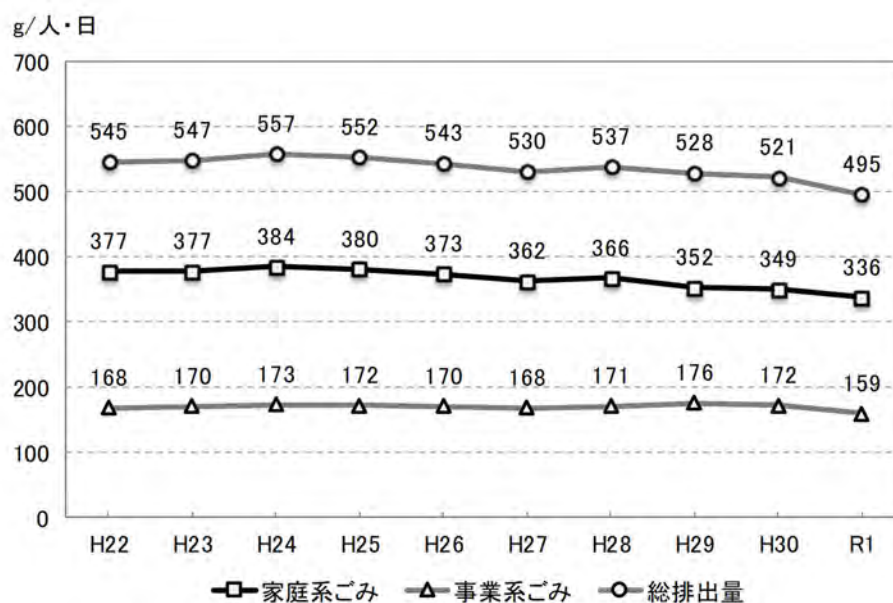
項目		金額等	
家庭系ごみ	生ごみ	指定袋(大) 700 円/20 枚 指定袋(小) 1,250 円/50 枚	1 枚当たり 35 円 1 枚当たり 25 円
	可燃ごみ	指定袋(大) 700 円/20 枚 指定袋(小) 520 円/20 枚	1 枚当たり 35 円 1 枚当たり 26 円
	不燃ごみ	指定袋(大) 700 円/20 枚 持込 無料	1 枚当たり 35 円
	プラ製容器包装	指定袋(大) 700 円/20 枚	1 枚当たり 35 円
	資源物	持込 無料	
	粗大ごみ(不燃性)	持込 無料	
	粗大ごみ(可燃性)	民間業者責任で処理	
事業系ごみ	可燃ごみ	持込 + 指定袋(大) 2,700 円/10 枚 持込 + 指定袋(特) 3,100 円/10 枚	1 枚当たり 270 円 1 枚当たり 310 円
	不燃ごみ	持込 130 円/10kg	
	資源物(生ごみ)	民間業者責任で処理	

3 ごみ排出量の実績

(1) 1人1日当たりごみ排出量

1人1日当たりごみ排出量は、平成24年度の557g/人・日をピークに減少しています。

本町の1人1日当たりごみ排出量は、平成30年度で521g/人・日となっており、平成30年度の全国の1人1日当たりごみ排出量918g/人・日、県の1人1日ごみ排出量811g/人・日を大きく下回っています。

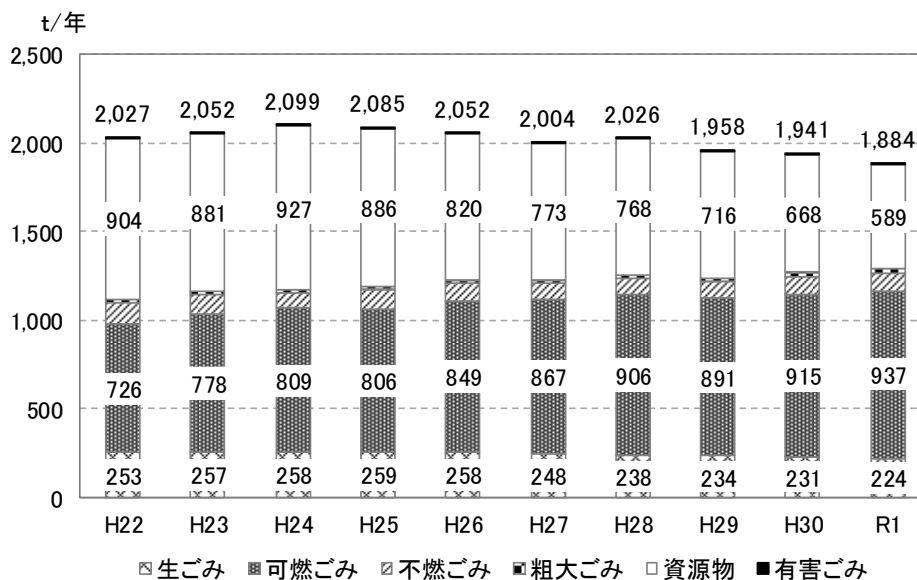


資料:御代田町 町民課

図3-2 1人1日当たりごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量は、全体のごみ排出量と同様に、平成 24 年度の 2,099 t をピークに減少傾向となっています。

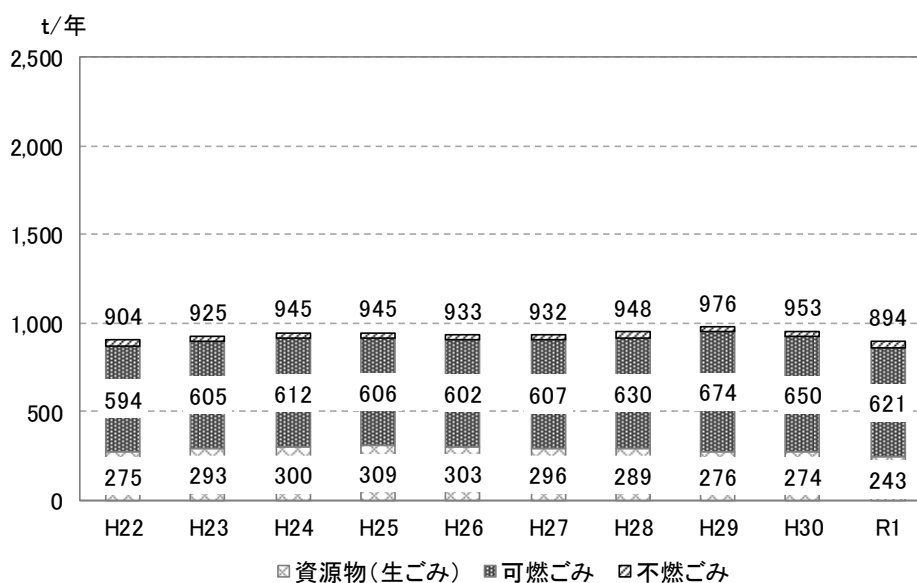


資料:御代田町 町民課

図 3-3 家庭系ごみの排出量の推移

(3) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量は、増減しながらほぼ横ばい状態となっています。



資料:御代田町 町民課

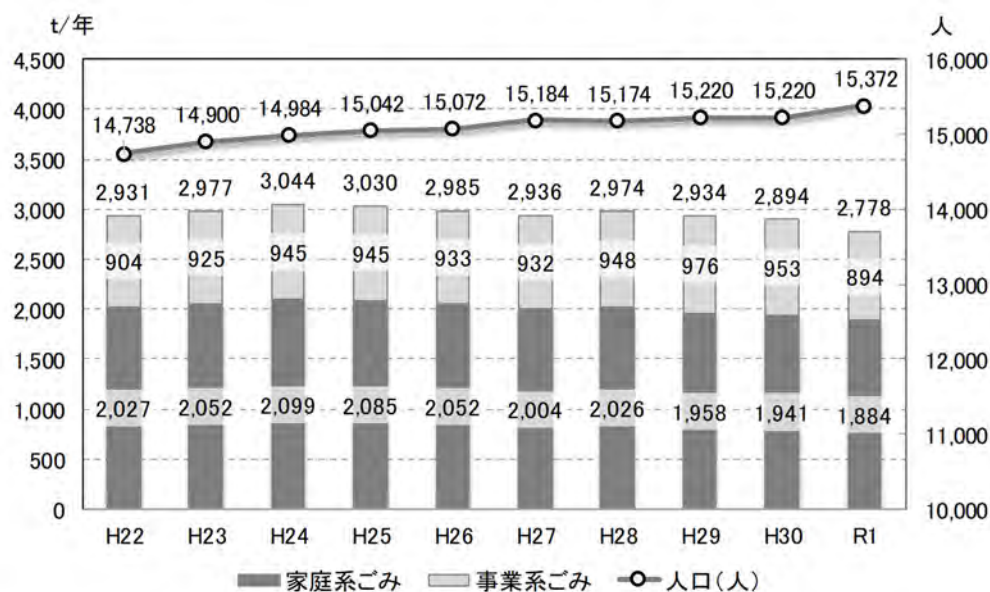
図 3-4 事業系ごみの排出量の推移

(4) 年間排出量

10年間のごみ排出量の実績を次に示します。

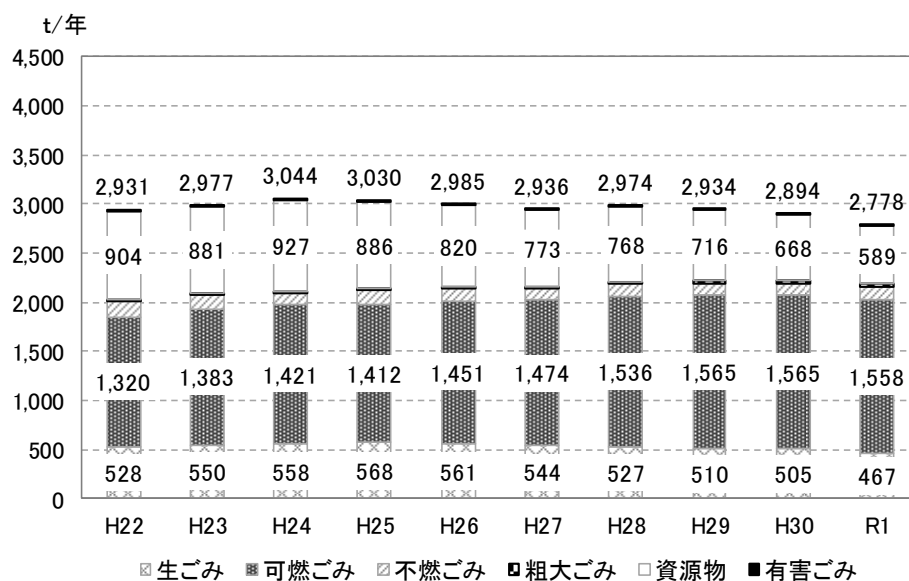
本町の人口は、平成22年度～令和元年度までの10年間に4.3%増加、平成27年度～令和元年度までの5年間に1.2%増加しています。

本町のごみ年間排出量は、人口の増加に対して、平成24年度の3,044tをピークに減少傾向となっており、平成22年度～令和元年度までの10年間に5.2%減少、平成27年度～令和元年度までの5年間に5.4%減少しています。



資料: 御代田町 町民課
人口: 第5次御代田町長期振興計画(後期基本計画)(各年10月1日現在)

図3-5 年間排出量と人口の推移



資料: 御代田町 町民課

図3-6 種類ごとの排出量

表3-3 ごみ排出量の実績のまとめ

区分/年度		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
人口		人	14,738	14,900	14,984	15,042	15,072	15,184	15,174	15,220	15,220	15,372		
年間日数		日	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365		
ごみ排出量	家庭系	収集ごみ	生ごみ	t/年	253	257	258	259	258	248	238	234	231	224
			可燃ごみ	t/年	726	778	809	806	849	867	906	891	915	937
			不燃ごみ	t/年	29	27	26	25	24	22	19	19	19	21
			資源物	t/年	697	701	721	726	629	604	606	574	545	480
			プラスチック、白色トレイ	t/年	131	129	134	129	121	129	123	116	112	119
			ペットボトル	t/年	13	13	11	12	9	10	10	9	10	10
			ガラスびん	t/年	67	83	98	84	82	69	83	93	64	50
			無色	t/年	30	43	38	43	35	35	36	37	23	21
			茶色	t/年	22	23	33	25	22	22	24	33	20	18
			その他の色	t/年	15	17	27	16	25	12	23	23	21	11
			古紙類	t/年	410	401	407	420	340	322	318	289	291	246
			紙パック	t/年	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
			段ボール	t/年	80	76	85	84	72	65	64	61	63	53
			新聞紙	t/年	177	167	165	173	136	130	127	119	109	92
	雑誌他	t/年	152	157	156	162	132	126	126	108	118	100		
	缶類	t/年	28	25	23	23	21	20	19	19	17	16		
	古布・古着	t/年	48	50	48	58	56	54	53	48	51	39		
	小計	t/年	1,705	1,763	1,814	1,816	1,760	1,741	1,769	1,718	1,710	1,662		
	直搬ごみ	不燃ごみ	t/年	94	84	57	82	76	72	76	75	76	86	
		資源物（金属くず等）	t/年	39	36	53	45	47	46	43	47	42	33	
粗大ごみ		t/年	16	21	18	22	21	18	15	20	28	23		
その他（有害ごみ）		t/年	5	4	4	5	4	4	4	3	4	4		
小計	t/年	154	145	132	154	148	140	138	145	150	146			
家庭系ごみ(集団回収を除く)		t/年	1,859	1,908	1,946	1,970	1,908	1,881	1,907	1,863	1,860	1,808		
集団回収		t/年	168	144	153	115	144	123	119	95	81	76		
家庭系ごみ計		t/年	2,027	2,052	2,099	2,085	2,052	2,004	2,026	1,958	1,941	1,884		
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	547	558	562	552	544	600	620	651	640	619	
		不燃ごみ	t/年	12	10	11	11	10	9	9	8	8	8	
		資源物（生ごみ）	t/年	275	293	300	309	303	296	289	276	274	243	
	小計	t/年	834	861	873	872	857	905	918	935	922	870		
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	47	47	50	54	58	7	10	23	10	2	
		不燃ごみ	t/年	23	17	22	19	18	20	20	18	21	22	
小計	t/年	70	64	72	73	76	27	30	41	31	24			
事業系ごみ計		t/年	904	925	945	945	933	932	948	976	953	894		
合計		t/年	2,931	2,977	3,044	3,030	2,985	2,936	2,974	2,934	2,894	2,778		
原単位	ごみ総排出量原単位		g/人・日	545	547	557	552	543	530	537	528	521	495	
	家庭系ごみ原単位(ごみ+資源)	g/人・日	377	377	384	380	373	362	366	352	349	336		
		家庭系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	162	168	167	171	177	178	184	181	187	191	
		家庭系ごみ原単位(資源)	g/人・日	215	209	217	209	196	184	182	171	162	145	
	事業系ごみ原単位(ごみ+資源)	g/人・日	168	170	173	172	170	168	171	176	172	159		
		事業系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	117	116	118	116	115	115	119	126	123	116	
事業系ごみ原単位(資源)		g/人・日	51	54	55	56	55	53	52	50	49	43		

※端数調整により合計が合わない場合があります

※集団回収：紙類、金属類、アルミ類、びん類、その他

資料：御代田町 町民課

4 ごみ資源化

(1) 資源物の回収について

本町における資源循環ルートは、大きく以下の3ルートとなります。

- ・町民、事業者の自主回収資源化ルート：事業者の自主回収による資源循環（食品トレイ、紙パックなどの店頭自主回収と資源化）生ごみ処理器等による生ごみの堆肥化等
- ・団体等による自主回収資源化ルート：PTA、児童会による集団資源回収による資源化等
- ・行政による中間処理を介した資源化ルート：容器包装等の回収と再商品化委託生ごみの堆肥化による資源化等

(2) 集団回収について

PTA 等で実施する集団回収を奨励し、推進を図るため、集団資源回収事業奨励金を交付しています。奨励金の交付を受け、資源回収事業を実施したい団体は、あらかじめ登録申請をして実施しています。

- ・奨励金の算定価格＝収集資源物 1.0kg 当たり 8 円

(3) 資源物等の回収量

資源物の回収量の実績を次に示します。資源物の回収量は、分別収集で集めた資源物、生ごみ及び集団回収を含んでいます。

表 3-4 資源物等の回収量の実績

区分/年度		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系	生ごみ	t/年	253	257	258	259	258	248	238	234	231	224
	資源物	t/年	904	881	927	886	820	773	768	716	668	589
	プラスチック、白色トレイ	t/年	131	129	134	129	121	129	123	116	112	119
	ペットボトル	t/年	13	13	11	12	9	10	10	9	10	10
	ガラスびん	t/年	67	83	98	84	82	69	83	93	64	50
	無色	t/年	30	43	38	43	35	35	36	37	23	21
	茶色	t/年	22	23	33	25	22	22	24	33	20	18
	その他の色	t/年	15	17	27	16	25	12	23	23	21	11
	古紙類	t/年	410	401	407	420	340	322	318	289	291	246
	紙パック	t/年	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
	段ボール	t/年	80	76	85	84	72	65	64	61	63	53
	新聞紙	t/年	177	167	165	173	136	130	127	119	109	92
	雑誌他	t/年	152	157	156	162	132	126	126	108	118	100
	缶類	t/年	28	25	23	23	21	20	19	19	17	16
	古布・古着	t/年	48	50	48	58	56	54	53	48	51	39
	金属くず等(直搬)	t/年	39	36	53	45	47	46	43	47	42	33
集団回収	t/年	168	144	153	115	144	123	119	95	81	76	
小計	t/年	1,157	1,138	1,185	1,145	1,078	1,021	1,006	950	899	813	
事業系	生ごみ	t/年	275	293	300	309	303	296	289	276	274	243
	合計	t/年	1,432	1,431	1,485	1,454	1,381	1,317	1,295	1,226	1,173	1,056

※端数調整により合計が合わない場合があります

※集団回収：紙類、金属類、アルミ類、びん類、その他

資料：御代田町 町民課

(4) 資源物の処理量・資源化率

総排出量に対する資源物の割合（資源化率/リサイクル率）は、平成 24 年度の 38% をピークに減少傾向となっています。平成 30 年度には 24% ですが、全国の平均値 19.9%、県の平均値 20.6% を大きく上回っています。

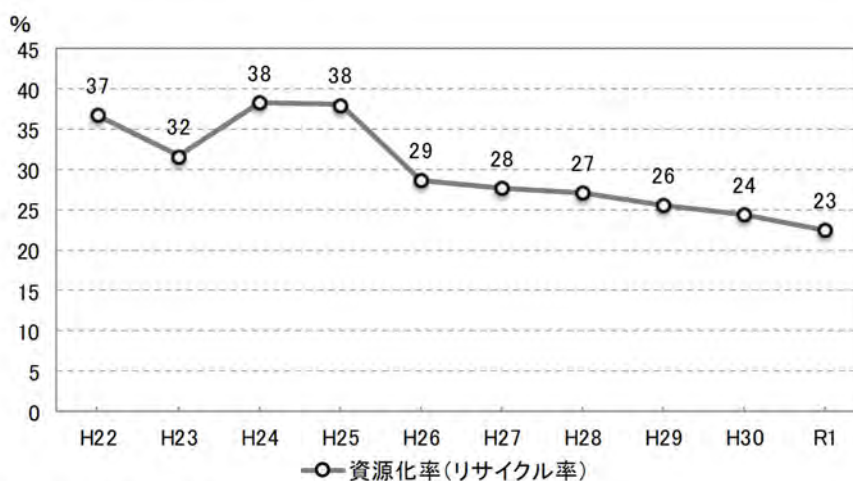
$$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

表 3-5 資源化量・資源化率等の実績（処理後）

区分/年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総資源化量	t/年	1,079	944	1,167	1,155	858	812	807	752	705	625
中間処理後再生利用量	t/年	175	63	240	269	38	39	39	36	37	36
直接資源化量	t/年	736	737	774	771	676	650	649	621	587	513
プラスチック、白色トレイ	t/年	131	129	134	129	121	129	123	116	112	119
ペットボトル	t/年	13	13	11	12	9	10	10	9	10	10
ガラスびん	t/年	67	83	98	84	82	69	83	93	64	50
古紙類	t/年	410	401	407	420	340	322	318	289	291	246
缶類	t/年	28	25	23	23	21	20	19	19	17	16
古布・古着	t/年	48	50	48	58	56	54	53	48	51	39
金属くず等	t/年	39	36	53	45	47	46	43	47	42	33
集団回収	t/年	168	144	153	115	144	123	119	95	81	76
1人1日当たり資源化量	g/人・日	201	174	213	210	156	147	146	135	127	111
リサイクル率	%	37	32	38	38	29	28	27	26	24	23

※端数調整により合計が合わない場合があります

資料：御代田町 町民課



資料：御代田町 町民課

図 3-7 資源化率の推移

5 ごみ処理の実績

(1) 施設概要

本町の既存ごみ処理施設の概要を次に示します。

表3-6 既存ごみ処理施設の概要

ごみ焼却施設	施設名称	佐久平クリーンセンター
	事業主体	佐久市・北佐久郡環境施設組合
	構成団体	佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町
	所在地	長野県佐久市上平尾2033番地
	施設類	ごみ焼却施設
	処理対象物	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ
	竣工	令和2年11月末
	処理能力	110t/日(55t/日×2炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機(最大1,980kW)
ストックヤード	施設名称	御代田町ストックヤード
	所在地	長野県御代田町大字御代田2712番地1
	設置年度	平成8年3月
	年間保管量	514 t/年
	保管区分	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル類、布類、その他資源物他9種類
最終処分場	施設名称	井戸沢一般廃棄物最終処分場
	所在地	長野県御代田町大字御代田2712番地1
	施設類	最終処分場
	処理対象物	不燃ごみ
	竣工	平成8年3月
	埋立面積	5,560m ²
	埋立容量	30,370m ³
処理方式	埋立	
生ごみ・し尿処理施設	施設名称	浅麓環境施設組合浅麓汚泥再生処理センター
	所在地	長野県小諸市甲1845番地
	施設類	生ごみ・し尿処理施設
	竣工	平成18年9月(平成26年12月改造)
	処理能力	生ごみ 19t/日 し尿 74kL/日 浄化槽汚泥 49kL/日 下水汚泥 33t/日
	処理方式	高負荷脱窒素処理+資源化处理(バイオガス発電・肥料)

(2) 中間処理

中間処理は、民間業者の焼却処理施設にて委託処分をしていますが、焼却量及び焼却率の把握のため、その中間処理を次に示します。

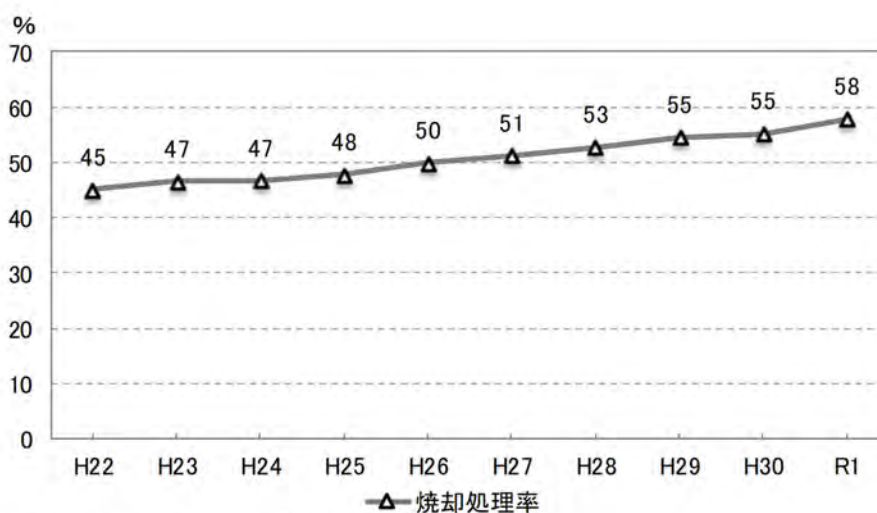
表 3-7 中間処理量の推移

区分/年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中間処理量	t/年	1,868	1,958	2,001	2,044	2,077	2,069	2,117	2,131	2,135	2,102
焼却処理	t/年	1,319	1,383	1,421	1,449	1,491	1,503	1,571	1,598	1,598	1,608
粗大ごみ処理	t/年	16	21	18	22	21	18	15	20	28	23
資源化等施設(生ごみ施設)	t/年	528	550	558	568	561	544	527	510	505	467
1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	245	254	260	264	271	271	284	288	288	287
焼却処理率	%	45	47	47	48	50	51	53	55	55	58

※端数調整により合計が合わない場合があります

※焼却処理率＝焼却処理量÷ごみ総排出量

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

図 3-8 焼却処理率の推移

(3) 最終処分

本町最終処分場では、家庭系の不燃ごみを埋立処分しています。焼却残渣及び焼却以外の中間処理残渣は委託処分していますが、最終処分率の把握のため、その埋立処分量も次に示しています。

平成30年度の1人1日当たり最終処分量は、本町63g/人・日となっており、全国の82g/人・日、県65.5g/人・日を下回っています。しかし、平成30年度最終処分率は、本町12%となっており、全国9.4%、県8.1%を上回っています。

なお、本町では、発生抑制・資源化の取り組みによりごみ排出量が少なく、排出されるごみはリサイクルに回せる物が少ないため、最終処分率が高くなっています。

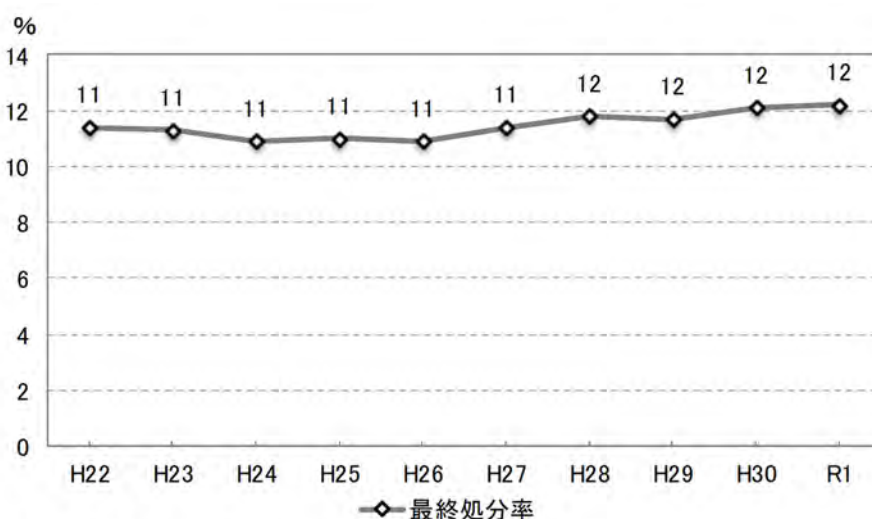
表3-8 最終処分量の推移

区分/年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
最終処分量	t/年	333	337	331	332	326	335	351	343	349	340
直接最終処分	t/年	159	138	116	100	88	94	89	87	91	87
焼却残渣	t/年	174	199	211	223	218	216	236	230	229	225
焼却以外の中間処理残渣	t/年	0	0	4	9	20	25	26	26	29	28
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	62	62	61	61	59	60	63	62	63	61
最終処分率	%	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12

※端数調整により合計が合わない場合があります

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

図3-9 最終処分率の推移

(4) 年間処理量

10年間のごみ処理量の実績を次に示します。

表3-9 ごみ処理量の実績

区分/年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人口	人	14,738	14,900	14,984	15,042	15,072	15,184	15,174	15,220	15,220	15,372
年間日数	日	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
ごみ総排出量	t/年	2,931	2,977	3,044	3,030	2,985	2,936	2,974	2,934	2,894	2,778
計画処理量	t/年	2,931	2,977	3,044	3,030	2,985	2,936	2,974	2,934	2,894	2,778
中間処理量	t/年	1,868	1,958	2,001	2,044	2,077	2,069	2,117	2,131	2,135	2,102
焼却処理	t/年	1,319	1,383	1,421	1,449	1,491	1,503	1,571	1,598	1,598	1,608
粗大ごみ処理	t/年	16	21	18	22	21	18	15	20	28	23
資源化等施設(生ごみ施設)	t/年	528	550	558	568	561	544	527	510	505	467
その他施設	t/年	5	4	4	5	4	4	4	3	4	4
総資源化量	t/年	1,079	944	1,167	1,155	858	812	807	752	705	625
中間処理後再生利用量	t/年	175	63	240	269	38	39	39	36	37	36
直接資源化量	t/年	736	737	774	771	676	650	649	621	587	513
プラスチック、白色トレイ	t/年	131	129	134	129	121	129	123	116	112	119
ペットボトル	t/年	13	13	11	12	9	10	10	9	10	10
ガラスびん	t/年	67	83	98	84	82	69	83	93	64	50
古紙類	t/年	410	401	407	420	340	322	318	289	291	246
缶類	t/年	28	25	23	23	21	20	19	19	17	16
古布・古着	t/年	48	50	48	58	56	54	53	48	51	39
金属くず等	t/年	39	36	53	45	47	46	43	47	42	33
集団回収	t/年	168	144	153	115	144	123	119	95	81	76
最終処分量	t/年	333	337	331	332	326	335	351	343	349	340
直接最終処分	t/年	159	138	116	100	88	94	89	87	91	87
焼却残渣	t/年	174	199	211	223	218	216	236	230	229	225
焼却以外の中間処理残渣	t/年	0	0	4	9	20	25	26	26	29	28
1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	245	254	260	264	271	271	284	288	288	287
1人1日当たり資源化量	g/人・日	201	174	213	210	156	147	146	135	127	111
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	62	62	61	61	59	60	63	62	63	61
焼却処理率	%	45	47	47	48	50	51	53	55	55	58
最終処分率	%	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12
リサイクル率	%	37	32	38	38	29	28	27	26	24	23

※端数調整により合計が合わない場合があります

※焼却処理率＝焼却処理量÷ごみ総排出量

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

※リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

資料:御代田町 町民課、環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

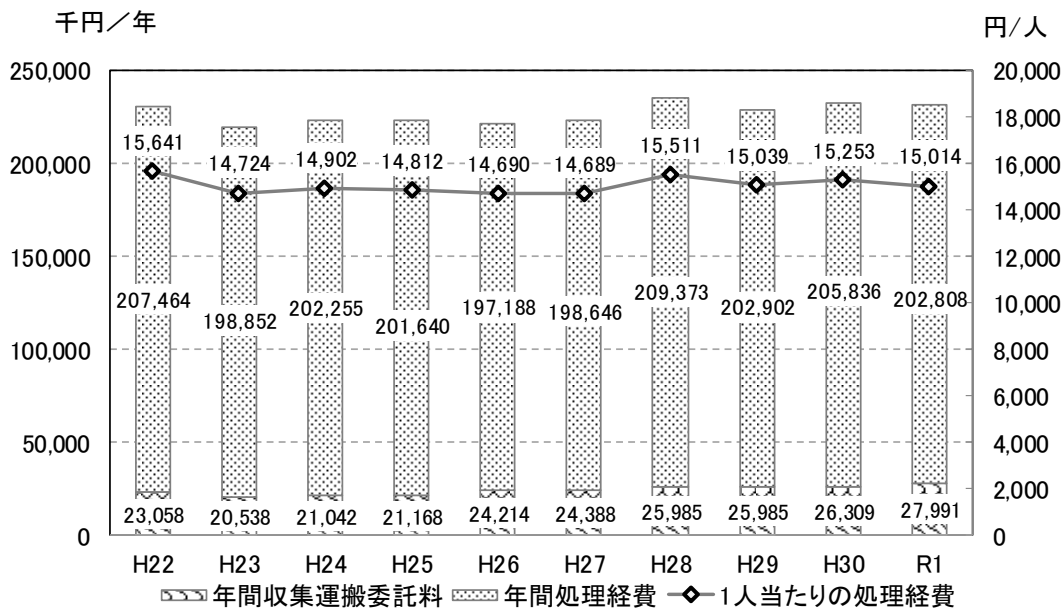
6 ごみ処理事業費

令和元年度におけるごみ収集運搬・処理経費の総額は 230,799 千円であり、町民 1 人当たりの処理費用が 15,014 円/人となっています。

表 3-10 ごみ収集運搬・処理経費等の推移

年度	ごみ収集運搬・処理経費(千円)						合計	1人当たりの 処理経費 (円/人)
	年間収集運搬委託料	年間処理経費				計		
		資源ごみ・粗大ごみ等処理委託料	一般廃棄物等処理委託料	井戸沢最終処分場内作業委託料	浅麓環境施設組合等処理経費			
H22	23,058	5,677	71,013	21,953	108,821	207,464	230,522	15,641
H23	20,538	5,467	73,974	21,315	98,096	198,852	219,390	14,724
H24	21,042	5,881	76,301	21,315	98,758	202,255	223,297	14,902
H25	21,168	6,444	76,247	21,315	97,634	201,640	222,808	14,812
H26	24,214	6,607	81,942	22,140	86,499	197,188	221,402	14,690
H27	24,388	6,122	82,934	22,356	87,234	198,646	223,034	14,689
H28	25,985	6,100	86,579	24,692	92,002	209,373	235,358	15,511
H29	25,985	6,092	87,854	26,460	82,496	202,902	228,887	15,039
H30	26,309	6,744	87,772	26,568	84,752	205,836	232,145	15,253
R1	27,991	6,747	88,048	26,160	81,853	202,808	230,799	15,014

資料:御代田町 町民課



資料:御代田町 町民課

図 3-10 ごみ処理経費等の推移

7 国・県実績との評価

本町の平成30年度の1人1日当たりごみ総排出量及び家庭系ごみ1人1日当たりごみ排出量両方とも、全国と県の実績平均値を大きく下回っています。

本町の平成30年度のリサイクル率及び最終処分率は、全国と県の実績平均値を上回っています。

表3-11 国・県実績との評価

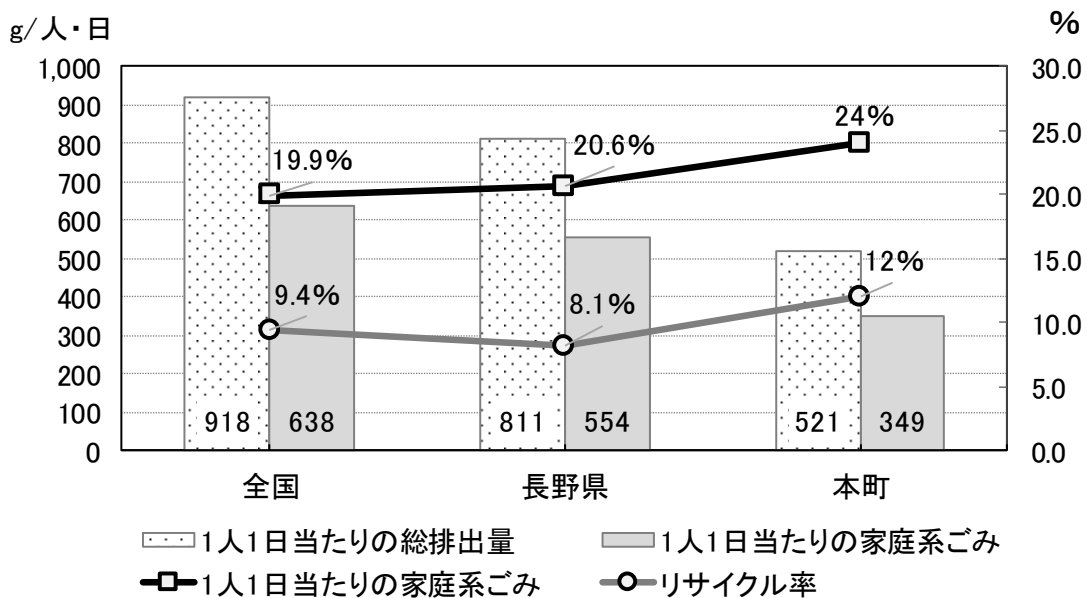
項目		全国(H30)	長野県(H30)	本町(H30)
1人1日当たりの総排出量	g/人・日	918	811	521
1人1日当たりの家庭系ごみ	g/人・日	638	554	349
リサイクル率	%	19.9	20.6	24
最終処分率	%	9.4	8.1	12

※家庭系ごみ量＝家庭系ごみ搬入量＋集団回収量

※リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

資料：本町の実績：御代田町 町民課

国・県の実績：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果(平成30年度実績)



資料：本町の実績：御代田町 町民課

国・県の実績：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果(平成30年度実績)

図3-11 国・県実績との評価

8 他市町村の動向

本町のごみ処理について客観的に評価するため、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」に基づき、平成 30 年度の本町と都市形態及び人口規模が同等程度他市町村との比較を行いました。

本町と人口 15,000～17,000 人の全国 41 自治体（「類似町」という）の平均値等を比較すると、全国の類似町の平均値を 100 とした場合、本町の「1 人 1 日当たりごみ総排出量」の指数は 144.7、「廃棄物からの資源回収率」の指数は 153.4 と良好で、ごみ総排出量及び資源回収対策が進んでいます。また、「人口 1 人当たり年間処理経費」も指数は 122.0 と優れており、ごみ処理経費の削減も進んでいます。しかし、「廃棄物のうち最終処分される割合」の指数は 60.5、「最終処分減量に要する費用」の指数は 83.2 とやや劣っています。なお、本町では、発生抑制・資源化の取り組みによりごみ排出量が少なく、排出されるごみはリサイクルに回せる物が少ないため、最終処分率が高くなっています。

表 3-1 2 類似町との比較

指標	全国 41 類似町の平均値	御代田町	比較指数値※
一人一日当たりごみ総排出量(g/人・日)	924	511	144.7
人口一人当たり年間処理経費(円/人・年)	15,031	11,721	122
資源回収率(%)	16.1	24.7	153.4
最終処分率(%)	8.6	12.0	60.5
最終処分減量に要する費用(円/t)	45,102	52,695	83.2

※平均値を 100 として、御代田町との比較。(100 より大きいほど優れています)

資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成 30 年度実態調査結果)

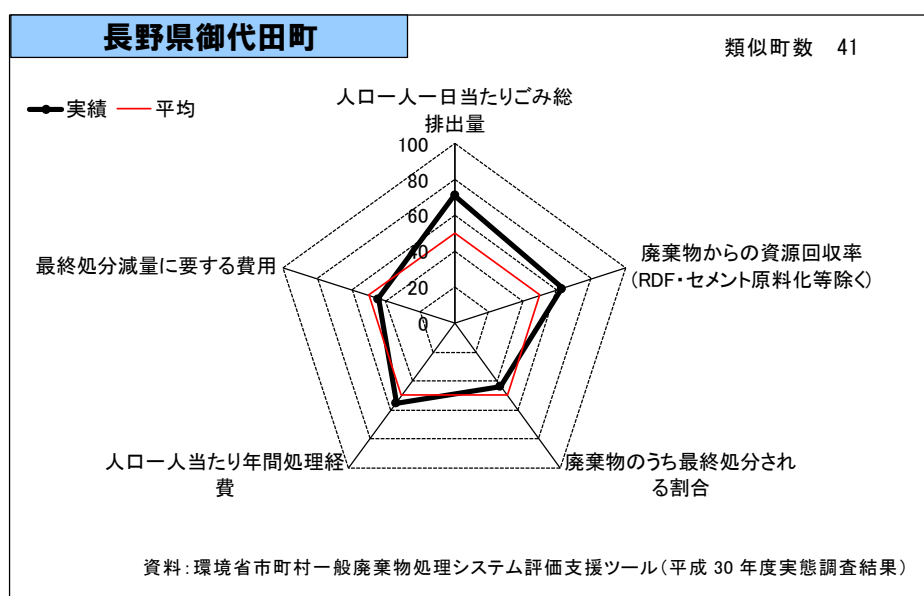


図 3-1 2 類似町との比較

表3-13 類以町との比較（詳細値）

番号	市町村名	人口 (人)	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当 り年間処理経 費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
1	長野県御代田町	15,562	511	0.247	0.120	11,721	52,695
2	三重県川越町	15,018	591	0.197	0.000	4,997	22,982
3	石川県中能登町	16,929	647	0.140	0.066	14,628	65,756
4	京都府大山崎町	15,949	650	0.066	0.159	13,114	64,968
5	熊本県御船町	16,914	693	0.097	0.060	10,316	38,501
6	福岡県大刀洗町	15,646	711	0.258	0.000	11,620	43,369
7	熊本県長洲町	16,088	744	0.187	0.000	13,833	47,306
8	福岡県鞍手町	16,138	750	0.057	0.045	14,437	49,594
9	佐賀県吉野ヶ里町	16,167	775	0.256	0.000	11,054	36,556
10	北海道当別町	16,152	801	0.187	0.130	12,651	49,732
11	山梨県富士川町	15,309	804	0.132	0.100	10,587	35,520
12	山口県田布施町	15,393	818	0.128	0.042	13,074	44,939
13	大分県玖珠町	15,362	822	0.060	0.146	11,853	42,879
14	鹿児島県肝付町	15,561	829	0.147	0.040	9,407	31,165
15	福島県会津坂下町	16,155	842	0.107	0.129	7,488	26,862
16	和歌山県上富田町	15,586	847	0.179	0.239	12,715	48,059
17	山梨県市川三郷町	15,999	848	0.151	0.124	4,853	13,729
18	茨城県利根町	16,268	849	0.172	0.052	15,376	52,006
19	三重県玉城町	15,590	853	0.235	0.004	10,395	33,537
20	東京都日の出町	16,781	872	0.295	0.041	16,717	51,113
21	鳥取県湯梨浜町	16,976	886	0.259	0.048	7,204	22,041
22	兵庫県佐用町	16,848	895	0.145	0.113	15,425	44,764
23	兵庫県上郡町	15,062	912	0.115	0.102	14,354	43,368
24	福井県若狭町	15,009	948	0.285	0.085	20,646	61,612
25	北海道倶知安町	15,323	969	0.277	0.071	20,325	58,422
26	大阪府河南町	15,647	983	0.157	0.115	13,520	40,715
27	千葉県九十九里町	16,064	995	0.182	0.026	12,299	34,075
28	青森県七戸町	15,887	1,038	0.141	0.123	14,083	39,437
29	大阪府岬町	15,890	1,047	0.078	0.093	21,372	59,968
30	茨城県美浦村	15,239	1,056	0.179	0.122	17,935	49,317
31	群馬県中之条町	16,232	1,066	0.141	0.113	12,535	34,472
32	岩手県雫石町	16,753	1,075	0.258	0.030	23,734	60,763
33	愛知県豊山町	15,766	1,106	0.166	0.115	18,137	48,205
34	和歌山県串本町	16,330	1,114	0.144	0.118	27,278	67,605
35	和歌山県那智勝浦町	15,285	1,116	0.114	0.102	19,515	50,717
36	福島県南会津町	15,761	1,145	0.103	0.133	23,242	59,185
37	徳島県松茂町	15,205	1,149	0.146	0.098	18,094	30,375
38	福岡県川崎町	16,695	1,184	0.044	0.109	11,580	28,743
39	三重県紀北町	16,200	1,241	0.118	0.025	41,001	88,849
40	京都府久御山町	16,130	1,313	0.119	0.154	13,475	31,168
41	茨城県大洗町	16,958	1,400	0.112	0.152	19,664	44,125
	平均	15,947	924	0.161	0.086	15,031	45,102

※人口は平成31年4月1日現在のため、他の表の人口及び一人一日当たりごみ総排出量等と若干異なります。

※市町村の順番は「人口1人1日当たりごみ総排出量」の昇順で並べています。

資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成30年度実態調査結果）

9 現状における課題

ごみの発生・排出段階から最終処分に至る各段階における現状の課題を整理します。

(1) ごみ発生抑制・減量化

ごみ有料化や広報、ホームページで分別収集の啓発を行うなどの取組みの効果により、人口の増加になっても、ごみの排出量は減少しています。

しかし、総排出量に関して、平成 22 年度～令和元年度までの 10 年間で 5.2%減少しているものの、国が設定した令和 2 年度までの平成 24 年度比 12%削減目標を達成することは困難と見込まれます。

国の目標の達成とともに、今後、ごみの減量・再生資源化の促進が社会的要請となっており、また環境問題の深刻化にともなう処理施設の延命化が求められ、本計画において設定した目標を達成するため、可燃ごみ、不燃ごみを重点的に、効果的なごみ減量化施策を強化する必要があります。

(2) 資源化・リサイクル

本町では、生ごみ、ペットボトル、ガラスびん、缶類、古紙類、プラスチック製容器包装などの資源回収、有効利用を積極的に推進していますが、資源化率（リサイクル率）の推移は、平成 24 年度の 38%をピークに令和元年度は 23%と減少傾向となっています。そのうち、生ごみ、ガラスびん、缶類、古紙類及び集団回収の回収量が大幅に減少しています。

そのため、資源物の回収量及び資源化率を向上できるよう、町民、事業者及び行政のパートナーシップを推進し、町民及び事業者の自主的な資源化・リサイクル活動を拡大させ、ごみの 3R に係る施策を総合的に展開するリサイクルの仕組みづくりの充実を図り、更なる資源化を促進することが重要です。

(3) 収集運搬

収集運搬においては、ごみの排出抑制・資源化施策に対応した効率的な収集運搬システムの構築が必要となっています。

また、ごみ集積所では、ごみ出しマナーの悪化への対応や違反ごみへの対策を継続していく必要があります。

(4) 中間処理

可燃ごみの処理については、平成 14 年 12 月から民間業者に委託して処理を行っ

てきました。令和2年12月からの可燃ごみの処理は、佐久市・北佐久郡環境施設組合の佐久平クリーンセンターにて焼却処理を行っています。今後、可燃ごみの処理を円滑に行うため、民間業者及び組合との調整を図る必要があります。

資源物については、御代田町ストックヤードに一時保管され、圧縮・梱包し、再商品化しています。今後、資源化を促進するため、御代田町ストックヤードでの適切な運営管理を徹底していく必要があります。

(5) 最終処分

焼却施設から発生した焼却残渣を含む最終処分量は、増減を繰り返しながら若干増加しており、最終処分率も国・県の実績値よりも若干高い状況です。

今後、ごみ減量化・資源化施策を推進することにより、最終処分率の低下を図ります。また、現有施設を可能な限り延命化し、埋立完了まで適正な維持管理に努める必要があります。

(6) 不法投棄

ごみの不法投棄については、広報やホームページで不法投棄の禁止について啓発しており、今後も不法投棄の防止対策を立てて確実に実行して行くことが重要です。また、町民や産業廃棄物排出業者等に対する監視・指導を行う等、適正処理、不法投棄防止に努める必要があります。

第4章 ごみ量等の推計

1 将来人口の設定

将来人口を決定するにあたり、より現実的な推計人口を採用することが、ごみの排出量の把握には重要な要点になります。

本町の最上位計画「第5次御代田町長期振興計画（後期基本計画）」では、まちづくりの将来指標として、令和2年度の人口を15,421人、令和7年度の人口を15,567人と設定しています。

本計画では、「第5次御代田町長期振興計画（後期基本計画）」（令和3年度公表予定）で設定した人口に基づき、令和2～7年度の将来人口を推計します。

表4-1 将来人口の推計結果

区分	年度	総人口(人)	備考
実績値	H22	14,738	
	H23	14,900	
	H24	14,984	
	H25	15,042	
	H26	15,072	
	H27	15,184	
	H28	15,174	
	H29	15,220	
	H30	15,220	
	R1	15,372	
推計値	R2	15,421	
	R3	15,450	
	R4	15,479	
	R5	15,508	
	R6	15,537	
	R7	15,567	ごみ処理基本計画目標年度

出典：第5次御代田町長期振興計画（後期基本計画）（各年10月1日現在）

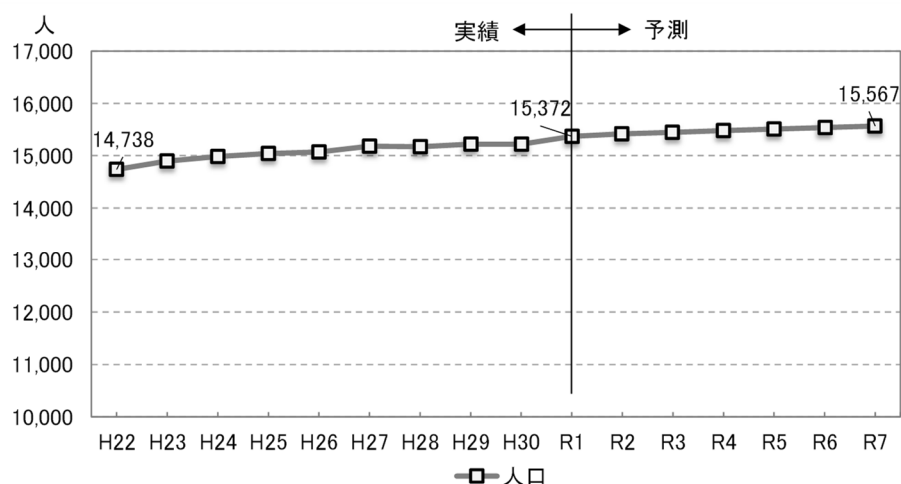


図4-1 将来人口の推計結果

2 将来ごみ量の推計方法

(1) 推計フロー

本町のごみ量の推計は、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づいて行い、推計の流れを図4-2に示します。

第1段階として、現状の施策を継続した場合の推計を行います(図4-2中①②)。これは、過去の実績の動向が今後も継続するものとして推計を行います。

次に、第2段階として、国及び県の目標値を考慮した数値目標を設定したうえで、この数値目標に対応した新たな減量施策を促進する場合の推計を行います(図4-2中③④)。この推計が基本計画の目標になります。

本計画の将来推計は、平成22～令和元年度の過去10年間のごみ排出・処理量実績を基本として、令和2～7年度までのごみ排出・処理量を推計します。

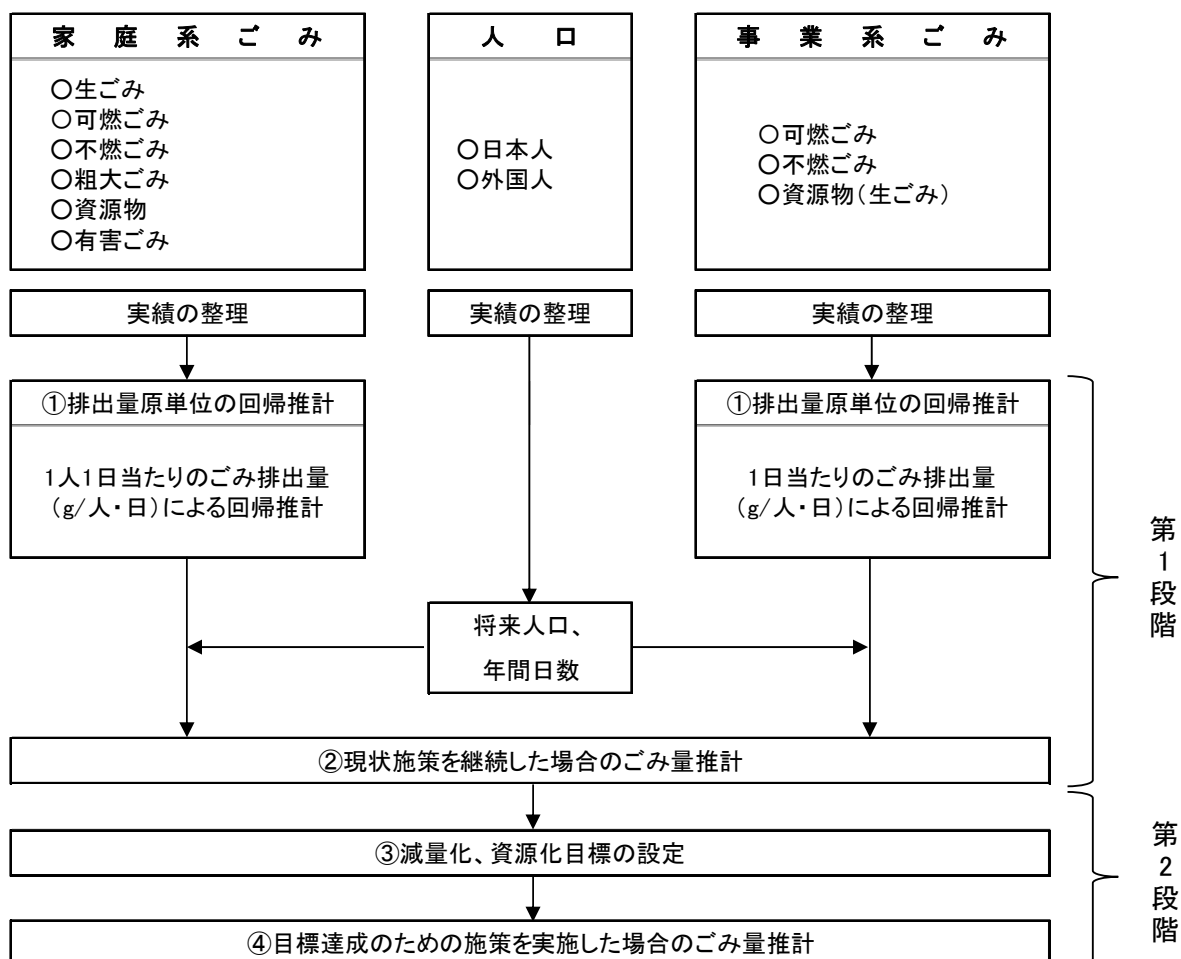


図4-2 ごみ排出量の推計フロー

① 排出量原単位の回帰推計

家庭系ごみは、1人1日当たりのごみ排出量を原単位として、統計的推計（回帰推計）を用いて将来の原単位を推計します。事業系ごみは、事業所から排出される一般廃棄物であるため、人口の増減を加味せず、1日当たりの平均排出量を原単位として、統計的推計を用いて将来の原単位を推計します。

② 現状施策を継続した場合のごみ排出量推計

家庭系ごみ量の排出量は、推計した将来の1人1日当たりごみ排出量に将来人口と年間日数を掛け合わせて算定します。また、事業系ごみ量の排出量は、推計した1日当たりのごみ排出量に年間日数を掛け合わせて算定します。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = 1 \text{人} 1 \text{日} \text{当たり} \text{ごみ} \text{排出量} \times \text{計画} \text{収集} \text{人口} \times 365 \text{日}$$

③ 減量化、資源化目標

国、県の減量化、資源化目標とごみ量推計による達成状況を確認し、減量化、資源化目標を設定します。

④ 目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計

設定した減量化、資源化目標を達成するための施策を実施した場合のごみ量を推計します。

(2) 回帰式の推計方法

推計方法は、6種類の回帰式（直線回帰式、分数回帰式、ルート回帰式、対数回帰式、べき乗回帰式、指数回帰式）により行います。

表 4-2 回帰式

① 直線回帰式	$y = ax + b$
② 分数回帰式	$y = a/x + b$
③ ルート回帰式	$y = ax^{1/2} + b$
④ 対数回帰式	$y = a \log x + b$
⑤ べき乗回帰式	$y = ax^b$
⑥ 指数回帰式	$y = ab^x$

※回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数（説明変数）を用いて推計するための推計式です。

ここで、 y ：目的変数（この場合は「ごみ排出量原単位」）

x ：説明変数（この場合は「年度」（実績初年度を $x=1$ とします））

a, b ：係数または定数

回帰式の当てはまり具合を示す尺度が決定係数 r^2 （最大値=1）であり、決定係数が大きいほど当てはまりが良いと言えるため、本推計では原則として、過大となる回帰式を除いて決定係数が最も大きい回帰式を採用します。

3 現状施策のごみ量の推計（第1段階の推計）

現状施策のごみ量の推計は、現状実施している「ごみ減量化・資源化施策の効果が継続する」と仮定してごみ量を推計します。

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの推計結果は以下のとおりであり、将来人口が増加していますが、家庭系ごみの排出量は減少の傾向にあります。

表4-3 家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量

区分	年度	家庭系の1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)					計
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	有害ごみ	
実績	H22	135	23	3	215	1	377
	H23	143	20	4	209	1	377
	H24	148	15	3	217	1	384
	H25	147	19	4	209	1	380
	H26	154	18	4	196	1	373
	H27	156	17	3	184	1	362
	H28	164	17	3	182	1	366
	H29	160	17	4	171	1	352
	H30	165	17	5	162	1	349
	R1	167	19	4	145	1	336
推計値	R2	169	19	4	147	1	340
	R3	167	19	4	145	1	335
	R4	164	19	4	142	1	330
	R5	162	19	4	140	1	325
	R6	160	18	4	138	1	321
	R7	157	18	4	136	1	316

表4-4 家庭系ごみの年間ごみ排出量

区分	年度	家庭系ごみ排出量(t/年)					計
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	有害ごみ	
実績	H22	726	123	16	1,157	5	2,027
	H23	778	111	21	1,138	4	2,052
	H24	809	83	18	1,185	4	2,099
	H25	806	107	22	1,145	5	2,085
	H26	849	100	21	1,078	4	2,052
	H27	867	94	18	1,021	4	2,004
	H28	906	95	15	1,006	4	2,026
	H29	891	94	20	950	3	1,958
	H30	915	95	28	899	4	1,941
	R1	937	107	23	813	4	1,884
推計値	R2	951	108	23	826	4	1,912
	R3	939	107	23	816	4	1,889
	R4	928	106	23	805	4	1,866
	R5	916	105	22	795	4	1,842
	R6	905	103	22	785	4	1,819
	R7	893	102	22	775	4	1,796

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの推計結果は以下のとおりであり、将来人口が増加していますが、事業系ごみの排出量は減少の傾向にあります。

表 4-5 事業系ごみの 1 人 1 日当たりごみ排出量

区分	年度	事業系の1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)				総排出量 (g/人・日)
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	計	
実績	H22	110	7	51	168	545
	H23	111	5	54	170	547
	H24	112	6	55	173	557
	H25	110	5	56	172	552
	H26	109	5	55	170	543
	H27	110	5	53	168	530
	H28	114	5	52	171	537
	H29	121	5	50	176	528
	H30	117	5	49	172	521
	R1	111	5	43	159	495
推計値	R2	119	6	47	172	512
	R3	120	6	47	172	507
	R4	120	6	47	172	502
	R5	119	6	47	172	497
	R6	120	6	47	172	493
	R7	120	6	47	172	488

表 4-6 事業系ごみの年間ごみ排出量

区分	年度	事業系ごみ排出量(t/年)				総排出量 (t/年)
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	計	
実績	H22	594	35	275	904	2,931
	H23	605	27	293	925	2,977
	H24	612	33	300	945	3,044
	H25	606	30	309	945	3,030
	H26	602	28	303	933	2,985
	H27	607	29	296	932	2,936
	H28	630	29	289	948	2,974
	H29	674	26	276	976	2,934
	H30	650	29	274	953	2,894
	R1	621	30	243	894	2,778
推計値	R2	672	33	263	968	2,880
	R3	674	33	264	971	2,860
	R4	676	33	264	973	2,839
	R5	676	33	265	974	2,816
	R6	678	33	265	976	2,795
	R7	679	33	266	978	2,774

(3) 現状施策のごみ排出量

現状施策を継続した場合のごみ排出量の推計結果を次に示します。

表 4-7 現状施策のごみ排出量の推計結果

区分/年度		単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
人口		人	15,421	15,450	15,479	15,508	15,537	15,567		
年間日数		日	365	365	365	365	365	365		
ごみ排出量	家庭系	収集ごみ	生ごみ	t/年	227	225	222	219	216	214
			可燃ごみ	t/年	951	939	928	916	905	893
			不燃ごみ	t/年	21	21	21	21	20	20
			資源物	t/年	486	480	476	471	464	457
			プラスチック、白色トレイ	t/年	121	119	118	116	115	113
			ペットボトル	t/年	10	10	10	10	10	10
			ガラスびん	t/年	50	50	50	50	48	47
			無色	t/年	21	21	21	21	20	20
			茶色	t/年	18	18	18	18	17	17
			その他の色	t/年	11	11	11	11	11	10
			古紙類	t/年	249	246	243	241	238	235
			紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1
			段ボール	t/年	54	53	52	52	51	51
			新聞紙	t/年	93	92	91	90	89	88
			雑誌他	t/年	101	100	99	98	97	95
		缶類	t/年	16	16	16	16	15	15	
		古布・古着	t/年	40	39	39	38	38	37	
		小計	t/年	1,685	1,665	1,647	1,627	1,605	1,584	
		直搬ごみ	不燃ごみ	t/年	87	86	85	84	83	82
	資源物 (金属くず等)		t/年	33	33	33	32	32	31	
	粗大ごみ		t/年	23	23	23	22	22	22	
	その他 (有害ごみ)		t/年	4	4	4	4	4	4	
	小計		t/年	147	146	145	142	141	139	
	家庭系ごみ(集団回収を除く)		t/年	1,832	1,811	1,792	1,769	1,746	1,723	
	集団回収		t/年	80	78	74	73	73	73	
	家庭系ごみ計		t/年	1,912	1,889	1,866	1,842	1,819	1,796	
	事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	670	672	674	674	676	677
不燃ごみ			t/年	9	9	9	9	9	9	
資源物 (生ごみ)			t/年	263	264	264	265	265	266	
小計		t/年	942	945	947	948	950	952		
直搬ごみ		可燃ごみ	t/年	2	2	2	2	2	2	
		不燃ごみ	t/年	24	24	24	24	24	24	
		小計	t/年	26	26	26	26	26	26	
事業系ごみ計		t/年	968	970	973	974	976	978		
合計		t/年	2,880	2,859	2,839	2,816	2,795	2,774		
原単位	ごみ総排出量原単位		g/人・日	512	507	502	497	493	488	
	家庭系ごみ原単位(ごみ+資源)	家庭系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	193	190	188	186	183	180	
		家庭系ごみ原単位(資源)	g/人・日	147	145	142	140	138	136	
		事業系ごみ原単位(ごみ+資源)	g/人・日	172	172	172	172	172	172	
	事業系ごみ原単位(ごみ)	事業系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	125	125	125	125	125	125	
		事業系ごみ原単位(資源)	g/人・日	47	47	47	47	47	47	

※端数調整により合計が合わない場合があります

※集団回収:紙類、金属類、アルミ類、びん類、その他

(4) 現状施策のごみ処理・処分量

現状施策を継続した場合のごみ処理・処分量の推計結果を次に示します。

表 4-8 現状施策のごみ処理・処分量の推計結果

区分/年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口	人	15,421	15,450	15,479	15,508	15,537	15,567
年間日数	日	365	365	365	365	365	365
ごみ総排出量	t/年	2,880	2,859	2,839	2,816	2,795	2,774
計画処理量	t/年	2,880	2,859	2,839	2,816	2,795	2,774
中間処理量	t/年	2,191	2,178	2,167	2,152	2,138	2,126
焼却処理	t/年	1,674	1,662	1,654	1,642	1,631	1,620
粗大ごみ処理	t/年	23	23	23	22	22	22
資源化等施設(生ごみ施設)	t/年	490	489	486	484	481	480
その他施設	t/年	4	4	4	4	4	4
総資源化量	t/年	636	628	620	612	605	597
中間処理後再生利用量	t/年	37	37	37	36	36	36
直接資源化量	t/年	519	513	509	503	496	488
プラスチック、白色トレイ	t/年	121	119	118	116	115	113
ペットボトル	t/年	10	10	10	10	10	10
ガラスびん	t/年	50	50	50	50	48	47
古紙類	t/年	249	246	243	241	238	235
缶類	t/年	16	16	16	16	15	15
古布・古着	t/年	40	39	39	38	38	37
金属くず等	t/年	33	33	33	32	32	31
集団回収	t/年	80	78	74	73	73	73
最終処分量	t/年	352	351	348	344	342	340
直接最終処分	t/年	90	90	89	88	88	87
焼却残渣	t/年	233	232	230	228	226	225
焼却以外の中間処理残渣	t/年	29	29	29	28	28	28
1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	297	295	293	290	288	285
1人1日当たり資源化量	g/人・日	113	111	110	108	107	105
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	63	62	62	61	60	60
焼却処理率	%	58	58	58	58	58	58
最終処分率	%	12	12	12	12	12	12
リサイクル率	%	22	22	22	22	22	22

※端数調整により合計が合わない場合があります

※焼却処理率＝焼却処理量÷ごみ総排出量

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

※リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

(5) 国・県目標の達成状況の評価

現状施策を継続した場合、国・県の目標数値に対して、本町の「1人1日当たりのごみ総排出量 488 グラム」及び「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 180 グラム」は達成できる見通しですが、「ごみ総排出量」、「リサイクル率」及び「最終処分量」の達成は困難と見込まれます。

本計画では、目標値を着実に達成していくことを目指し、国の数値目標（一部）との整合を図ることと、更なるごみの発生抑制、資源化を目指し数値目標を設定することとします。

国・県の目標との比較結果（現状施策継続）を次に示します。

表 4-9 国・県の目標との比較結果（現状施策継続）

目標根拠	目標内容		単位	①達成すべき目標値	御代田町			目標達成有無 (①と③比較)	
					②実績値	③推計値 (現状対策のまま)			
						H24	R2		R7
国	基本的な方針	ごみ総排出量 ※1	H24年度比 12%削減	t/年	2,679	3,044		2,774	△
		1人1日当たりの家庭系ごみ量 ※2	500 g/人/日	g/人/日	500			180	○
		リサイクル率	27.0%	%	27			22	△
		最終処分量	H24年度比 14%削減	t/年	285	331		340	△
	循環型社会 基本計画	1人1日当たりのごみ総排出量 ※1	850 g/人/日	g/人/日	850			488	○
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※2	440 g/人/日	g/人/日	440			180	○
長野県 (第4期)	長野県廃棄物 処理計画	1人1日当たりの総排出量(=総排出量 588 千t÷人口 2,025,306 人÷365 日)	R2の総排出量は 588 千t	g/人/日	795		512	○	

○：目標を達成している項目 △：目標を達成していない項目

※1 収集量、直接搬入量、集団資源回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物量です。

※2 生ごみ量、集団資源回収量、家庭系資源物量等を除きます。

4 目標設定のごみ量の推計（第2段階の推計）

（1）目標値の設定

本計画は、令和3～7年度の5年間の計画とし、令和7年度を目標年度とします。

本計画の策定に当たっては、国・県の目標の達成が前提となることから、その目標と整合を図るようにごみ減量化目標を設定します。

なお、国が示した目標の一部（総排出量は平成24年度比約12%削減）は、目標年度令和2年度までであり、それ以降の指標が出ていないため、本町独自に当該指標を設定します。

現在実施しているごみ減量化・資源化施策を強化推進することに加えて、令和7年度までのごみ減量化・資源化の目標は下記のとおりとします。

①目標の設定

◇家庭系ごみの減量

- ・可燃ごみについては、令和7年度までごみ排出量を5.5%減量します。
- ・不燃ごみについては、令和7年度までごみ排出量を5.5%減量します。
- ・粗大ごみについては、令和7年度までごみ排出量を5.5%減量します。

◇事業系ごみの減量

- ・可燃ごみについては、令和7年度までごみ排出量を5.5%減量します。
- ・不燃ごみについては、令和7年度までごみ排出量を5.5%減量します。

②目標数値の設定

《令和7年度までの目標》

（令和元年度実績に対する令和7年度目標）

- ・1人1日当たりごみ排出量を4.8%削減します。

495→471 g/人・日 4.8%の削減

- ・総排出量を3.6%削減します。（平成24年度比12%削減）

2,778→2,679 t/年 3.6%の削減

- ・資源化率を約22%以上にします。

23→22%

- ・最終処分率を約12%以下にします。

12→12%

(2) 目標排出量

① 年間排出量

ごみ減量化・資源化施策を行った後のごみ年間排出量の目標値を次に示します。

表4-10 ごみ年間排出量の目標値

区分	年度	家庭系ごみ排出量(t/年)										計	
		可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		資源物		有害ごみ			
		対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後
実績	H22	726		123		16		1,157		5		2,027	
	H23	778		111		21		1,138		4		2,052	
	H24	809		83		18		1,185		4		2,099	
	H25	806		107		22		1,145		5		2,085	
	H26	849		100		21		1,078		4		2,052	
	H27	867		94		18		1,021		4		2,004	
	H28	906		95		15		1,006		4		2,026	
	H29	891	R7までに5.5%削減	94	R7までに5.5%削減	20	R7までに5.5%削減	950	現状推計	3	現状推計	1,958	目標設定後
	H30	915	削減	95	削減	28	削減	899	計	4	計	1,941	↓
	R1	937	↓	107	↓	23	↓	813	↓	4	↓	1,884	↓
推計値	R2	951	951	108	108	23	23	826	826	4	4	1,912	1,912
	R3	939	929	107	106	23	23	816	816	4	4	1,889	1,877
	R4	928	908	106	104	23	22	805	805	4	4	1,866	1,843
	R5	916	886	105	102	22	21	795	795	4	4	1,842	1,808
	R6	905	865	103	98	22	21	785	785	4	4	1,819	1,774
	R7	893	844	102	96	22	21	775	775	4	4	1,796	1,740

区分	年度	事業系ごみ排出量(t/年)							総排出量(t/年)		
		可燃ごみ		不燃ごみ		資源物		計		対策前	対策後
		対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後		
実績	H22	594		35		275		904		2,931	
	H23	605		27		293		925		2,977	
	H24	612		33		300		945		3,044	
	H25	606		30		309		945		3,030	
	H26	602		28		303		933		2,985	
	H27	607		29		296		932		2,936	
	H28	630		29		289		948		2,974	
	H29	674	R7までに5.5%削減	26	R7までに5.5%削減	276	現状推計	976	目標設定後	2,934	目標設定後
	H30	650	削減	29	削減	274	計	953	↓	2,894	↓
	R1	621	↓	30	↓	243	↓	894	↓	2,778	↓
推計値	R2	672	672	33	33	263	263	968	968	2,880	2,880
	R3	674	667	33	33	264	264	971	963	2,860	2,840
	R4	676	661	33	32	264	264	973	957	2,839	2,800
	R5	676	654	33	32	265	265	974	951	2,816	2,758
	R6	678	648	33	32	265	265	976	945	2,795	2,718
	R7	679	642	33	31	266	266	978	939	2,774	2,679

② 1人1日当たりごみ排出量

ごみ減量化・資源化施策を行った後の1人1日当たりごみ排出量の目標値を次に示します。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = 1 \text{人1日当たりごみ排出量} \times \text{計画収集人口} \times 365 \text{日}$$

表4-11 1人1日当たりごみ排出量の目標値

区分	年度	家庭系の1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)											
		可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		資源物		有害ごみ		計	
		対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後
実績	H22	135		23		3		215		1		377	
	H23	143		20		4		209		1		377	
	H24	148		15		3		217		1		384	
	H25	147		19		4		209		1		380	
	H26	154		18		4		196		1		373	
	H27	156		17		3		184		1		362	
	H28	164		17		3		182		1		366	
	H29	160	R7までに削減↓	17	R7までに削減↓	4	R7までに削減↓	171	現状推計↓	1	現状推計↓	352	目標設定後↓
	H30	165		17		5		162		1		349	
	R1	167		19		4		145		1		336	
推計値	R2	169	169	19	19	4	4	147	147	1	1	340	340
	R3	167	165	19	19	4	4	145	145	1	1	335	333
	R4	164	161	19	18	4	4	142	142	1	1	330	326
	R5	162	156	19	18	4	4	140	140	1	1	325	319
	R6	160	153	18	17	4	4	138	138	1	1	321	313
	R7	157	149	18	17	4	4	136	136	1	1	316	306

区分	年度	事業系の1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)								総排出量(g/人・日)	
		可燃ごみ		不燃ごみ		資源物		計		対策前	対策後
		対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後		
実績	H22	110		7		51		168		545	
	H23	111		5		54		170		547	
	H24	112		6		55		173		557	
	H25	110		5		56		172		552	
	H26	109		5		55		170		543	
	H27	110		5		53		168		530	
	H28	114		5		52		171		537	
	H29	121	R7までに削減↓	5	R7までに削減↓	50	現状推計↓	176	目標設定後↓	528	目標設定後↓
	H30	117		5		49		172		521	
	R1	111		5		43		159		495	
推計値	R2	119	119	6	6	47	47	172	172	512	512
	R3	120	118	6	6	47	47	172	171	507	504
	R4	120	117	6	6	47	47	172	169	502	496
	R5	119	115	6	6	47	47	172	168	497	487
	R6	120	114	6	6	47	47	172	167	493	479
	R7	120	113	6	5	47	47	172	165	488	471

③ 目標設定後のごみ年間排出量

また、目標設定後のごみ年間排出量を次に示します。

表 4-1 2 目標設定後のごみ年間排出量

区分/年度		単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
人口		人	15,421	15,450	15,479	15,508	15,537	15,567		
年間日数		日	365	365	365	365	365	365		
ごみ排出量	家庭系	収集ごみ	生ごみ	t/年	227	225	222	219	216	214
			可燃ごみ	t/年	951	929	908	886	865	844
			不燃ごみ	t/年	21	21	21	20	19	19
			資源物	t/年	486	480	476	471	464	457
			プラスチック、白色トレイ	t/年	121	119	118	116	115	113
			ペットボトル	t/年	10	10	10	10	10	10
			ガラスびん	t/年	50	50	50	50	48	47
			無色	t/年	21	21	21	21	20	20
			茶色	t/年	18	18	18	18	17	17
			その他の色	t/年	11	11	11	11	11	10
			古紙類	t/年	249	246	243	241	238	235
			紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1
			段ボール	t/年	54	53	52	52	51	51
			新聞紙	t/年	93	92	91	90	89	88
			雑誌他	t/年	101	100	99	98	97	95
	缶類	t/年	16	16	16	16	15	15		
	古布・古着	t/年	40	39	39	38	38	37		
	小計	t/年	1,685	1,654	1,626	1,596	1,564	1,534		
	直接ごみ	不燃ごみ	t/年	87	85	83	81	79	77	
		資源物 (金属くず等)	t/年	33	33	33	32	32	31	
		粗大ごみ	t/年	23	23	22	21	21	21	
		その他 (有害ごみ)	t/年	4	4	4	4	4	4	
		小計	t/年	147	145	143	139	136	133	
	家庭系ごみ(集団回収を除く)		t/年	1,832	1,799	1,769	1,735	1,701	1,667	
	集団回収		t/年	80	78	74	73	73	73	
	家庭系ごみ計		t/年	1,912	1,877	1,843	1,808	1,774	1,740	
	事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	670	665	659	652	646	640
不燃ごみ			t/年	9	9	9	9	9	9	
資源物 (生ごみ)			t/年	263	264	264	265	265	266	
小計		t/年	942	938	932	925	920	914		
直接ごみ		可燃ごみ	t/年	2	2	2	2	2	2	
		不燃ごみ	t/年	24	24	23	23	23	23	
小計		t/年	26	26	25	25	25	25		
事業系ごみ計		t/年	968	963	957	951	945	939		
合計		t/年	2,880	2,840	2,800	2,758	2,718	2,679		
原単位	ごみ総排出量原単位		g/人・日	512	504	496	487	479	471	
	家庭系ごみ原単位(ごみ+資源)		g/人・日	340	333	326	319	313	306	
	家庭系ごみ原単位(ごみ)		g/人・日	193	188	184	179	175	170	
	家庭系ごみ原単位(資源)		g/人・日	147	145	142	140	138	136	
	事業系ごみ原単位(ごみ+資源)		g/人・日	172	171	169	168	167	165	
	事業系ごみ原単位(ごみ)		g/人・日	125	124	122	121	120	118	
事業系ごみ原単位(資源)		g/人・日	47	47	47	47	47	47		

※端数調整により合計が合わない場合があります

※集団回収:紙類、金属類、アルミ類、びん類、その他

(3) 目標設定後のごみ処理・処分量

目標設定後のごみ処理・処分量を次に示します。

表 4-13 目標設定後のごみ処理・処分量

区分/年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口	人	15,421	15,450	15,479	15,508	15,537	15,567
年間日数	日	365	365	365	365	365	365
ごみ総排出量	t/年	2,880	2,840	2,800	2,758	2,718	2,679
計画処理量	t/年	2,880	2,840	2,800	2,758	2,718	2,679
中間処理量	t/年	2,191	2,160	2,129	2,096	2,064	2,034
焼却処理	t/年	1,674	1,645	1,617	1,587	1,558	1,529
粗大ごみ処理	t/年	23	23	22	21	21	21
資源化等施設(生ごみ施設)	t/年	490	489	486	484	481	480
その他施設	t/年	4	4	4	4	4	4
総資源化量	t/年	636	628	619	612	604	596
中間処理後再生利用量	t/年	37	37	36	36	35	35
直接資源化量	t/年	519	513	509	503	496	488
プラスチック、白色トレイ	t/年	121	119	118	116	115	113
ペットボトル	t/年	10	10	10	10	10	10
ガラスびん	t/年	50	50	50	50	48	47
古紙類	t/年	249	246	243	241	238	235
缶類	t/年	16	16	16	16	15	15
古布・古着	t/年	40	39	39	38	38	37
金属くず等	t/年	33	33	33	32	32	31
集団回収	t/年	80	78	74	73	73	73
最終処分量	t/年	352	348	343	337	332	328
直接最終処分	t/年	90	89	88	86	85	84
焼却残渣	t/年	233	230	227	223	220	217
焼却以外の中間処理残渣	t/年	29	29	28	28	27	27
原単位							
1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	297	292	286	280	275	269
1人1日当たり資源化量	g/人・日	113	111	110	108	107	105
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	63	62	61	60	59	58
焼却処理率	%	58	58	58	58	57	57
最終処分率	%	12	12	12	12	12	12
リサイクル率	%	22	22	22	22	22	22

※端数調整により合計が合わない場合があります

※焼却処理率＝焼却処理量÷ごみ総排出量

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

※リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

(4) 資源化量・資源化率

ごみ減量化・資源化施策を行った後の資源化量・資源化率（目標設定後）を次に示します。

$$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

表 4-1 4 資源化量・資源化率（目標設定後）

区分/年度	単位	実績←→推計															
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総資源化量	t/年	1,079	944	1,167	1,155	858	812	807	752	705	625	636	628	619	612	604	596
中間処理後再生利用量	t/年	175	63	240	269	38	39	39	36	37	36	37	37	36	36	35	35
直接資源化量	t/年	736	737	774	771	676	650	649	621	587	513	519	513	509	503	496	488
プラスチック、白色トレイ	t/年	131	129	134	129	121	129	123	116	112	119	121	119	118	116	115	113
ペットボトル	t/年	13	13	11	12	9	10	10	9	10	10	10	10	10	10	10	10
ガラスびん	t/年	67	83	98	84	82	69	83	93	64	50	50	50	50	50	48	47
古紙類	t/年	410	401	407	420	340	322	318	289	291	246	249	246	243	241	238	235
缶類	t/年	28	25	23	23	21	20	19	19	17	16	16	16	16	16	15	15
古布・古着	t/年	48	50	48	58	56	54	53	48	51	39	40	39	39	38	38	37
金属くず等	t/年	39	36	53	45	47	46	43	47	42	33	33	33	33	32	32	31
集団回収	t/年	168	144	153	115	144	123	119	95	81	76	80	78	74	73	73	73
1人1日当たり資源化量	g/人・日	201	174	213	210	156	147	146	135	127	111	113	111	110	108	107	105
リサイクル率	%	37	32	38	38	29	28	27	26	24	23	22	22	22	22	22	22

※端数調整により合計が合わない場合があります

(5) 最終処分

ごみ減量化・資源化施策を行った後の最終処分量・最終処分率（目標設定後）を次に示します。

表 4-1 5 最終処分量・最終処分率（目標設定後）

区分/年度	単位	実績←→推計															
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
最終処分量	t/年	333	337	331	332	326	335	351	343	349	340	352	348	343	337	332	328
直接最終処分	t/年	159	138	116	100	88	94	89	87	91	87	90	89	88	86	85	84
焼却残渣	t/年	174	199	211	223	218	216	236	230	229	225	233	230	227	223	220	217
焼却以外の中間処理残渣	t/年	0	0	4	9	20	25	26	26	29	28	29	29	28	28	27	27
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	62	62	61	61	59	60	63	62	63	61	63	62	61	60	59	58
最終処分率	%	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※端数調整により合計が合わない場合があります

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

(6) 国・県目標の達成状況の評価

本町の計画目標を設定した後の推計結果と、国・県の目標との比較結果（目標設定後）を次に示します。

計画目標を設定した後、本町の令和7年度の「ごみ総排出量」は、国の目標（平成24年度比12%削減）を達成できる見通しとなります。

表4-16 国・県の目標との比較結果（目標設定後）

目標根拠	目標内容	単位	①達成すべき目標値	御代田町			目標達成有無 (①と③比較)		
				②実績値	③推計値 (目標設定値)				
					H24	R2		R7	
国	基本的な方針	ごみ総排出量 ※1	H24年度比 12%削減	t/年	2,679	3,044	/	2,679	○
		1人1日当たりの家庭系ごみ量 ※2	500 g/人/日	g/人/日	500	/	/	170	○
		リサイクル率	27.0%	%	27	/	/	22	△
		最終処分量	H24年度比 14%削減	t/年	285	331	/	328	△
	循環型社会 基本計画	1人1日当たりのごみ総排出量 ※1	850 g/人/日	g/人/日	850	/	/	471	○
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※2	440 g/人/日	g/人/日	440	/	/	170	○
長野県 (第4期) 長野県廃棄物 処理計画	1人1日当たりの総排出量(=総排出量588千t÷人口2,025,306人÷365日)	R2の総排出量は 588千t	g/人/日	795	/	512	/	○	

○：目標を達成している項目 △：目標を達成していない項目

※1 収集量、直接搬入量、集団資源回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物量です。

※2 生ごみ量、集団資源回収量、家庭系資源物量等を除きます。

第5章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

(1) 計画目標

本計画の基本方針及び三者の協働によるSDGs達成のイメージを次に示します。

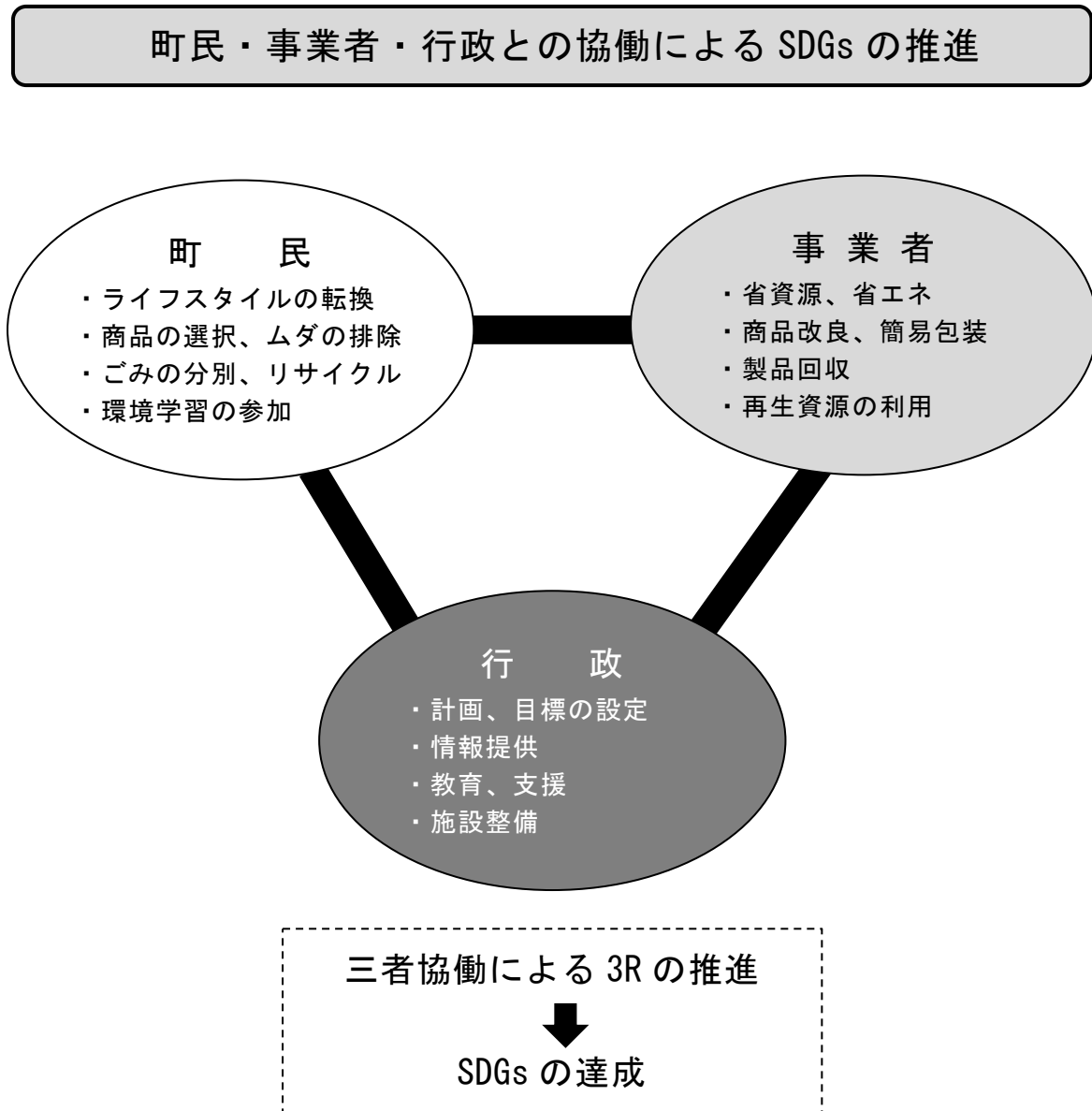


図5-1 三者の協働によるSDGs達成のイメージ

SDGs（エスディーゼイズ：持続可能な開発目標）は、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国連で採択されました。先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴で、SDGsには目標としている17のゴールがあります。

私たちが日々の暮らしの中で実践する3R活動は、SDGsの達成に向けた取組みとして最も重要であり、今後も継続し、発展させていく必要があります。

SDGsを達成するために、エシカル消費^{※1}、サーキュラー・エコノミー^{※2}、ESG投資等、社会システム全体を見直しするためのムーブメントが世界的な潮流となりつつあります。

こうしたことから本町は「町民・事業者・行政との協働によるSDGsの達成」を目標として、資源循環に係る取組みを推進していくこととします。

※1：P59参照、※2：P64参照、※3：環境・社会・ガバナンス要素を考慮した投資



SDGsには17のゴールがありますが、本計画においては、資源循環及び廃棄物の適正処理との関連性が深い、4（教育）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、11（都市）、12（持続可能な生産と消費）、13（気候変動）、15（陸域生態系・生物多様性）、17（実施手段・パートナーシップ）に係るゴールを目指すものとします。

図5-2 SDGsの17のゴール

(2) 基本方針

目標達成のための基本方針は次のとおりとします。

方針 1

町民、事業者、行政の役割分担と協働による資源循環活動を推進します。

- 町民、事業者、行政のパートナーシップの推進
- ごみの 3R に係る施策の総合的な展開
- 数値目標（家庭系ごみ／事業系ごみ）の達成
- 環境教育、資源循環に係る情報提供の推進

地球温暖化対策をはじめとし、環境保全に対する社会的要請が高まるなか、町民や事業者においては、3R に対する意識も着実に高まっています。

町では「ごみ袋の指定・有料化」や、「PTA、児童会等による資源回収事業」など様々なごみ減量化・資源化対策を実施しています。

今後も、町民、事業者及び行政のパートナーシップを推進して“リサイクルの環”を構築するとともに、町民及び事業者の自主的なごみ減量とリサイクル活動を促進及び拡大するよう、ごみの 3R に係る施策を総合的に展開し、リサイクルの仕組みづくりを推進します。

このためには、本計画に示す具体的な数値目標を町民及び事業者と共有し、共通の問題に取り組む連帯感を醸成し、各主体の持つ知恵や技術を共有し合うネットワークづくりを推進します。

町は、町民、事業者が 3R を推進する上で必要となる知識や取組み方等について積極的に情報提供するとともに教育や学習する機会を創造するなどして活動の支援を行います。

方針 2

分別排出の徹底と資源循環システムの充実を図ります。

- 資源物の分別を徹底
- 可燃ごみのエネルギー利用の推進
- 新たな分別品目の検討

町民の協力の下、日ごろから資源の分別に取り組んでいますが、ごみの中には、分

ければ資源として有効に利用できるものが混入しています。

2020年11月末に佐久平クリーンセンター（ごみ焼却施設）が竣工し、本施設は可燃ごみを焼却処理する際に発生する余剰エネルギーを積極的に回収し発電に利用しています。本町は組合構成市町とともに適正処理を推進するとともに熱エネルギーの利用を図り、化石燃料の使用抑制、地球温暖化の防止を推進します。

国では第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、2019年3月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略に基づき、新たなリサイクル法の施行や社会システムの整備が推進される見通しです。こうした国の動向を踏まえ、本町においても柔軟に対応できよう情報収集や処理体制の構築を図ります。

方針 3

ごみ処理の効率化及び災害時の適正処理を推進します。

- 組合構成市町との連携強化
- 民間活用によるごみ処理効率化の推進
- 災害時の処理体制の構築

本町、佐久市、軽井沢町、立科町は、可燃ごみの広域処理を推進するため佐久市・北佐久郡環境施設組合を2014年7月に設立しました。4市町の広域処理に関しては循環型社会形成に向けて将来目標を定め、焼却対象ごみの削減を図ることを前提としており、各市町がごみの減量化、資源化に取り組むことが求められています。こうしたことから本町は、独自にあるいは各市町と連携してごみの削減に取組み、将来に亘って安心して安定的な広域処理が維持できるように努めていきます。

ごみ処理については、民間事業者の優れた経営ノウハウや処理技術を導入し、効率化、合理化を図ることが求められています。本町もこうした社会の趨勢を踏まえ、ごみ処理において優れた能力を有する民間事業者を積極的に採用しごみ処理の効率化を推進することとします。

今日、自然災害に伴って発生する災害廃棄物の処理体制の構築が課題となっています。災害発生時には、本町単独では災害廃棄物の処理が困難な場合が想定されることから、近隣市町や民間事業者と連携して迅速に対応できる処理体制の構築を図ります。

2 ごみ施策の体系

目標の達成のためのごみ施策の体系を以下に示します。

【基本理念】

町民・事業者・行政との協働による SDGs の推進

【基本方針】



《方針 1》

町民、事業者、行政の役割分担と協働による資源循環活動を推進します。

《方針 2》

分別排出の徹底と資源循環システムの充実に努めます。

《方針 3》

ごみ処理の効率化及び災害時の適正処理を推進します。

【発生抑制・資源化等の施策】



- 3R の推進
- 生ごみ、食品ロスの削減
- 紙資源の分別徹底
- 町民、事業者の意識啓発による 3R の推進
- ...

【数値目標】



《令和 7 年度までの目標》

(令和元年度実績に対する令和 7 年度目標)

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を 4.8%削減します。
495→471 g/人・日 4.8%の削減
- ・ 総排出量を 3.6%削減します。(平成 24 年度比 12%削減)
2,778→2,679 t/年 3.6%の削減
- ・ 資源化率を約 22%以上にします。
23→22%
- ・ 最終処分率を約 12%以下にします。
12→12%

3 発生抑制・資源化計画

町民・事業者・行政が連携し、次に示す 3R 活動を推進します。

(1) エシカル消費の普及・促進

「エシカル消費」とは、よりよい社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことで、消費において 3R について常に意識し、行動することです。

本町では 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (521g/人・日) が全国平均 (2018 年度:969g/人・日) を大きく下回っており、これまでの取組みの効果が表れています。今後は、エシカル消費について普及・啓発し、町民一人ひとりが生活様式を見直すことでさらにごみ量の削減を図ります。

(2) マイバックの活用促進

2020 年 7 月よりレジ袋の有料化がスタートしました。プラスチック製レジ袋の過剰な使用抑制、海洋プラスチックによる環境汚染の問題解決、バイオマス素材のプラスチックへの代替等を目的として制度が導入されました。

本町では、制度の目的や効果を踏まえ、町民、販売店等に対してレジ袋の使用抑制とマイバック利用の促進を啓発していきます。

(3) 使い捨て容器等の使用抑制

レジ袋に加え、使い捨て容器、食品トレイ、箸、ストロー等によるごみ量の増加や環境への負荷についても解決しなければならない課題となっています。

近年は販売店によってマイボトル、マイカップ、マイ容器を持ち込めば、詰め替えできる商品や飲食物を提供してくれる店舗やパッケージレスの商品を販売する店舗が見受けられるようになってきました。しかし、そうした店舗はまだ少数です。町は、可能な限りごみを出さない工夫をしている店舗の利用を促進するために情報収集や情報提供に努め、使い捨て容器の使用抑制を図ります。

(4) 生ごみの肥料化

本町では、家庭から排出される生ごみを分別収集し、浅麓環境施設組合浅麓汚泥再生処理センターで肥料化し、町民に還元することで有効利用を図っています。今後もこの事業を継続するとともに更なる利用促進を図ります。

また、各家庭で生ごみを肥料化する方法としては、生ごみ処理容器や生ごみ処理機、ダンボール箱の利用など様々な方法があり、積極的に導入できるよう、広報や町のホ

ホームページを活用し、啓発普及を図ります。

(5) エコクッキングの普及

「エコクッキング」とは、環境に配慮した料理をすることだけでなく、買い物、調理、片づけの一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送るという活動です。

エコクッキングに係る体験学習会の開催や情報提供を通じて意識啓発を図り生ごみの削減を進めていきます。

(6) 生ごみの水切りの徹底

生ごみには水分が多く含まれていることから、各家庭や事業所において、生ごみの水切りを徹底することは、ごみ減量に大きな効果が期待できます。このため、生ごみの水切りによるごみ減量効果についてPRするとともに、広報や町のホームページ、消費生活展などあらゆる機会を活用して、町民への協力を呼びかけていきます。

さらには、町民が実践するごみを減らす調理方法や水切りに関する情報・提案を募集して全町に広めていく取組みを行います。

(7) 食品ロスの削減、資源化

「食品ロス」とは本来食べられるのに捨てられてしまう食品を言います。家庭系食品ロスは食べ残し、食品の傷み、賞味期限切れ、消費期限切れ、味覚が合わない等の理由から、また事業系食品ロスは規格外品（野菜など）、返品、売れ残り、食べ残し等の理由から廃棄されています。

食品ロスを減らすための小さな行動も、一人ひとりが取り組むことで、大きな削減につながります。本町は、身近なところから食品ロスを減らすための情報収集及び情報提供を行い、それをヒントに町民や事業者が行動を起こすことにより生ごみのリデュースが促進されるよう取組みます。

① 家庭内の工夫

- ・冷蔵庫や食品庫にある食材を確認し、不要なものを買わないようにします。
- ・必要な分だけ買って、食べきります。
- ・利用予定と照らして、期限表示を確認します。
- ・野菜は、冷凍、乾燥など下処理し、ストックします。
- ・残っている食材から使います。
- ・体調や健康、家族の予定も配慮し、食べきれぬ量を作ります。
- ・作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきります。

② 外食時の工夫

- ・食品ロス削減に、積極的に取り組む店を選びます。
- ・小盛りメニューやハーフサイズを活用し、食べられる量だけ注文します。
- ・残してしまった料理は、お店と相談して持ち帰ります。

③ フードバンク、フードドライブの活用

「フードバンク」とは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから回収し、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

「フードドライブ」とは、家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動です。

本町は、町内でフードバンク、フードドライブの活動を行っている団体に関する情報提供を推進し、町民、事業者がそれを活用することで、食品ロスの削減を図ります。

(8) リース、レンタルの促進

発生抑制の一環として、使用頻度の少ないものや使用期間の短いものの調達は、リースやレンタル商品の活用を町民に促すよう民間事業者との連携を検討します。

また、お祭りやイベントなどで使用する食器類について、リース食器の使用促進を図ります。

(9) リユースの推進

ごみの中には、サイズが合わずに廃棄されてしまう衣類、引越しや買い替えにより不要になった家具類等、子供の成長により読まなくなった本やおもちゃなど、まだ使えそうなものが多く含まれています。これは、少子化や高齢化、地域の人と人の結びつきの希薄化等により、人に譲る機会が減ってきていることが一つの要因となっています。

一方で、リサイクルショップやインターネットの活用により、広域的なリユース市場が成長しています。

こうした情勢を考慮し、本町は町民や事業者が日常の活動において容易にリユースに取り組めるようリユースの大切さを啓発する情報やリサイクルショップ、古書店、古着屋、地域の民間団体の活動、インターネットにおける有効なサイトなどに関する情報収集及び情報提供を推進します。

(10) フリーマーケット、イベントの支援

フリーマーケット及びリユースを推進するための民間団体が主催するイベント等

について場所の提供や工法などを利用した情報提供を行い活動の支援を行います。

(1 1) ごみに係る地域組織・ネットワークづくり

各地域における行政区（自治会）、PTA、児童会などの活動を支援するとともに、行政区（自治会）の美化推進委員を対象にした意見交換の場や町の出前講座などを開催し、ごみに係る地域リーダーとしての知識の向上を図ります。

リサイクル活動を行う個人や団体に対しては情報交換の場を設け、個人や団体間のネットワークを確立することにより、リサイクル活動の活性化を図ります。

事業所に対しては、同業種間及び異業種間でのリサイクルの可能性について意見交換、情報交換の場を設けるなど、リサイクルに関するネットワークの確立を支援していきます。

(1 2) 集団回収の普及

集団回収を行う PTA 等の団体に対して奨励金による支援と情報等の提供を継続するとともに活動や支援の内容について PR を行います。

集団回収が町民に十分に周知されていないこと、人口減少や少子高齢化が進行していること、情報の電子化等の要因により、集団回収量は年々減少しています。

今後は、集団回収の周知方法や支援、情報提供のあり方の検討を行い、町民への周知徹底と普及を図り活動を活性化していきます。

(1 3) 家庭系ごみ袋の有料化の継続

本町は家庭系ごみ袋を有料化しており、先に示したとおり 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量が全国平均に比較して少ないことから、ごみ排出量の削減に寄与しているものと考えられます。

今後は、取組みの効果を検証するとともに、必要に応じて制度の見直しを行い家庭系ごみの削減効果の高い取組みとしていきます。

(1 4) 事業系ごみの有料化の継続

本町は事業系ごみ袋を有料化しています。家庭系ごみに比較して事業系ごみはわずかに減少している程度であり、より効果的な対策が求められています。

こうしたことからごみの有料化による取組みの効果を検証するとともに、手数料の見直しを行い事業系ごみに対する削減効果の高い取組みとしていきます。

(15) 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの減量化・資源化を図るため、事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理されることを周知徹底し、家庭系ごみへの混入禁止や適正な排出方法が徹底されるよう指導を強化します。

また、ごみの排出状況の調査や監視を強化して、古紙、厨芥類など資源となるものの混入を防止して、減量化・資源化を推進します。

さらに、一定規模以上の事業者に対して実施している「事業系一般廃棄物の減量化に関する計画」の提出を求め、多量排出事業所からのごみ排出の実態把握と指導の強化を図ります。

(16) 排出事業者と収集運搬許可業者へのごみの減量・資源化に関する指導の強化

事業系ごみの減量化・資源化には排出事業者と収集運搬許可業者の協力が欠かせないことから、排出事業者と収集運搬許可業者に対して、ごみの減量及び資源の分別収集を要請していきます。

(17) リサイクルの推進

① PTA・児童会等による資源回収への支援

PTA・児童会等による資源物の回収については、児童等に対する資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識の育成など環境学習の目的もあることから、資源回収に対する支援に取り組めます。

② 資源物の分別の推進

コピー用紙、お菓子の箱、包装紙、メモ用紙などの「雑紙」については、新聞紙、ダンボールに比べ、分別収集の割合が低いことから、重点品目として分別の推進を図ります。

「プラスチック製容器包装」については、分別の精度を向上させ、資源物としての品質向上を図ります。

③ 公共施設等での拠点回収の推進

ごみ集積所での分別収集を補完するものとして、地域の実情に応じ、資源物（アルミ缶、エコキャップ）等の公共施設における拠点回収を推進します。

④ 店頭回収の促進

スーパー等の小売店舗に対して店頭回収の実施を促すとともに、広報等を利用した

店頭回収の実施店舗の紹介など、町民に対して店頭回収への参加を呼びかけます。

特に大規模小売店舗、スーパー、コンビニエンスストアについては、全店舗を目標に協力要請します。

(18) プラスチック資源循環の推進

① 新たな資源リサイクルの調査・研究

プラスチック類について、国が2022年の施行を目指し、プラスチックの資源循環に係る法の整備を推進していることから、法制度の内容や、プラスチックリサイクルに係る社会システムの整備内容について調査・研究し、法律に準拠したリサイクルに取り組めるよう町民、事業者に対する法令の周知と、処理体制の整備を推進していきます。

② サーキュラー・エコノミーへの移行促進

サーキュラー・エコノミーとは、3Rの取組みに加え、資源投入量や消費量を抑えストック（プラスチック資源等）を有効活用しながら、サービス化（利便性、満足感、安全性、安心感等の付加）を通じて価値を生み出す経済活動のことを示します。

資源循環を推進する上では、費用の調達、企業活動への投資（ESG投資）、社会システムの変革等、様々な課題がありますが、課題を解決するためには町民、事業者の理解・協力が不可欠であることから、サーキュラー・エコノミーに対する認識を深めるための啓発活動や環境教育を推進していきます。

③ バイオプラスチックの利用促進

バイオプラスチックとは生分解性プラスチック、バイオマスプラスチックの総称です。生分解性プラスチックは、自然界に存在する微生物の働きによって二酸化炭素と水に分解されるプラスチック、バイオマスプラスチックは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックを示します。こうした環境への負荷が少ないプラスチックを使用した製品の利用を介して3Rが活性化できるよう情報収集及び情報提供を推進してきます。

(19) 啓発活動・環境教育の推進

① 啓発活動の推進

分別収集カレンダー、広報、ホームページ及びパンフレット等の媒体を活用して、町民、事業者に対するごみの減量化・資源化の意識の高揚を図ります。

町のホームページについては、大人から子供まで幅広い層に、より分かりやすく、

ごみの減量や分別について知識の習得ができるように、より充実したものに更新していきます。

② ホームページ、SNS の活用

本町では、ごみの品目別の排出方法を紹介した「ゴミチェッカー」やプラスチック製容器包装の正しい排出方法を紹介した動画をホームページ上で公開しています。

スマートフォンやパソコンの普及状況を踏まえ、ホームページや SNS を介したごみの分別徹底や資源化を促進するための情報提供を継続と、コンテンツの充実を図り活用を促進していきます。

③ 環境教育の推進

環境教育については、町民を対象とした出前講座の実施や、教育委員会と連携を取りながら町内小中学校の児童を対象とした副読本やゲストティーチャーの制度を活用して、ごみの減量やリサイクルの意識の高揚を図ります。

④ 再生品の利用の促進と普及拡大

資源の回収が行われても、再生品の需要がなければ、資源の循環が成り立ちません。再生品利用を促進するため、事業者に対しては、再生品の取り扱いの拡大につながる環境規格の情報提供を図ります。

4 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

町の収集運搬作業は、委託業者により行っており、この収集運搬体制を維持し、安全性の向上、衛生面の確保を図ります。

町民が町の定期収集を利用しない場合及び事業者がごみを排出する場合は自ら直接処理施設へ搬入するか、許可業者に委託するなどして処理しており、今後もこの方式を維持していきます。

今後は、委託業者及び許可業者に対し、省エネルギーなど環境にやさしい収集運搬作業を行っていくよう促していきます。

また、直接搬入や許可業者がごみを搬入する際において、処理施設で搬入検査を行うなどして、ごみの分別が十分に行われていない場合には、組合や民間処理業者の協力の下、持ち帰り及び分別の指導を行う等の対策を講じます。

(2) 排出量に応じた収集運搬方法の検討

ごみや資源物の排出量の変化に応じ、資源回収や不燃ごみの適正な収集回数などを検討し、適正化を図ります。

(3) ごみ集積所の維持管理

ごみ集積所ごとに維持管理がされていますが、生活スタイルの多様化、コミュニティ意識やモラルの低下に伴い、排出違反などのトラブルが発生しています。

このため、行政区(自治会)等に対して引き続き維持管理に関する協力をお願いし、ごみの出し方ポスターの普及やごみ排出に関する出前講座等により啓発を図ります。

(4) 新たな分別品目の設定及び収集体制の整備

プラスチック資源循環に係る法の施行に伴い整備される社会システムの状況を踏まえながら、新たな分別品目の設定及び収集体制の整備について検討します。

5 中間処理計画

(1) ごみ処理体制

今後のごみ処理体制は、現在のごみ処理体制と同様に行います。

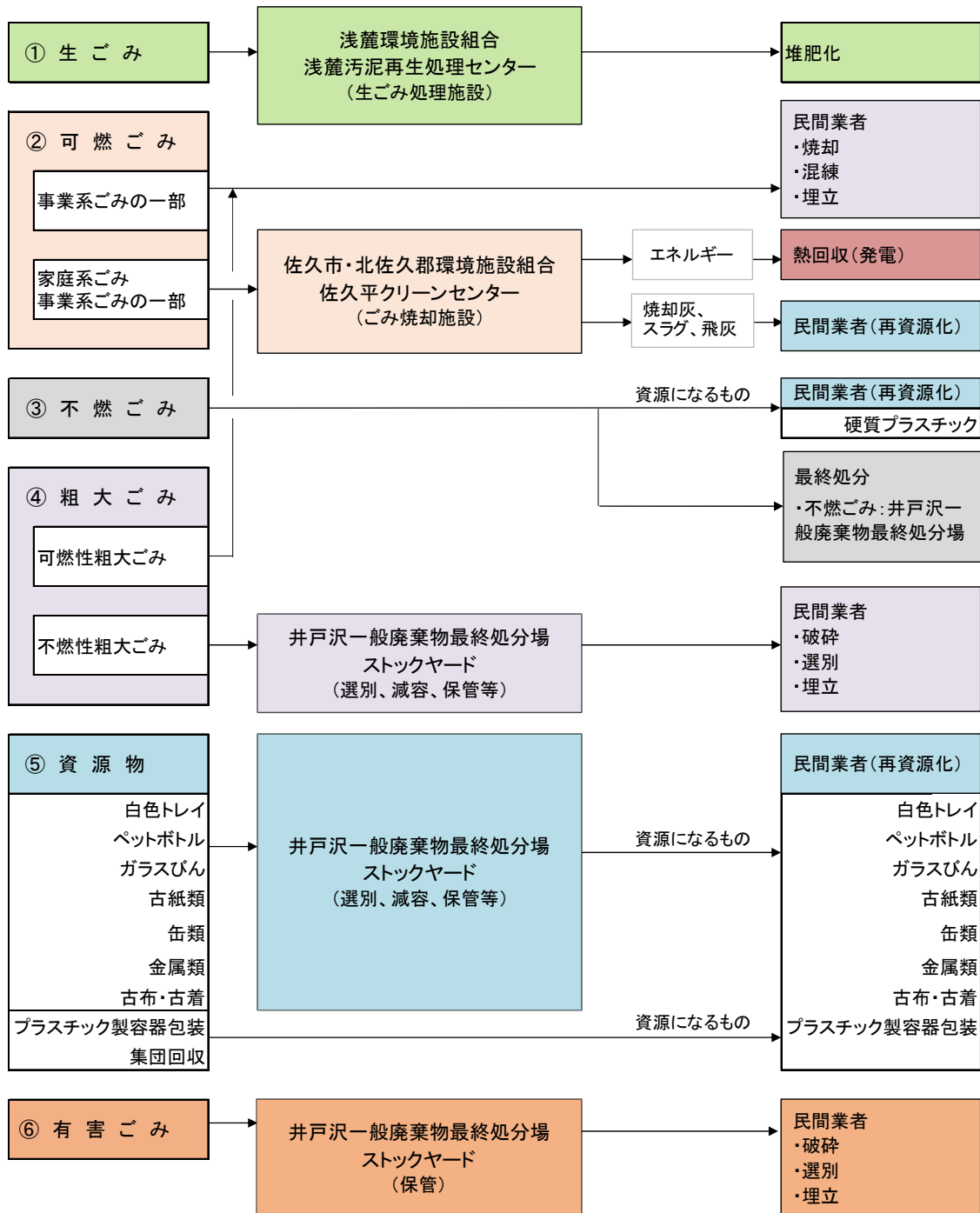


図5-3 今後のごみ処理体制

(2) 適正な維持管理

排出された廃棄物を適正に処理するために、ストックヤードは適切な維持管理を行い、良好な環境の維持に努めます。

(3) 生ごみ肥料化の継続

分別収集している生ごみは、浅麓環境施設組合の浅麓汚泥再生処理センターで肥料化を行っています。分別収集は町民の協力により精度も向上しており、肥料としての有効利用も図られていることから、引き続き、本施設での肥料の生産を推進します。

(4) サーマルリサイクルの推進

可燃ごみについては、佐久市・北佐久郡環境施設組合の佐久平クリーンセンターで焼却処理を行い、余剰エネルギーを発電に利用することにより、温室効果ガスの削減を図ります。

(5) マテリアルリサイクルの推進

古紙類、PETボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、繊維類、有害ごみについては分別収集し、民間事業者へ中間処理を委託することにより資源化を推進します。

また、不燃ごみについては、井戸沢一般廃棄物最終処分場ストックヤードで硬質プラスチックを選別し、民間事業者へ中間処理を委託することにより資源化の推進と処分量の削減を図ります。

プラスチック製品についてはプラスチック資源循環に係る法の施行に伴い整備される社会システムの状況を踏まえながら、処理体制の整備について検討します。

6 最終処分計画

(1) 最終処分場の適正管理

最終処分場については、埋立完了までの搬入管理、維持管理など施設の適正管理を継続して延命化を図るとともに、埋立完了後は、最終覆土の施工や施設の適正管理を実施していきます。水処理施設については適正に維持管理、予防保全し延命化を図ります。

(2) 最終処分場の将来計画

既存最終処分場の延命化を図りながら埋立完了まで適正な維持管理に努めます。新たな最終処分場については、現有施設の拡張、嵩上げなどを視野に、町民の意見を反映した総合的な検討を十分に行いながら、中間処理施設の整備状況に応じて検討します。

7 災害廃棄物対策

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

大規模な地震や水害等の発生時には、がれきなどの廃棄物が大量に発生し、平常時の収集・運搬体制、処理・処分体制などが十分に機能しない事態が想定されます。

御代田町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理フロー、各種支援協定の締結、仮置場の整備、資機材の備蓄、処理施設の強靱化及び堅牢化、タイムラインの立案等、具体的な対策について調査・検討し処理体制を構築していきます。

(2) 支援協定締結先等との連携強化

災害による被害が甚大で、災害廃棄物が大量に発生した場合には、本町単独で処理することは困難です。県及び協定締結先からの支援を受け、円滑に処理を推進する必要があります。

そのため、県及び協定締結先とは、平常時から、被災時を想定した体制づくりや研修会、講習会、訓練などを協働で行うなど連携の強化を図ります。

(3) 組合及び組合構成市町との協議・調整

佐久市・北佐久郡環境施設組合、浅麓環境施設組合及び各組合構成市町とは、災害発生時の情報交換及び処理体制に関して平常時より十分に協議・調整するとともに、役割分担や協力支援のあり方について方針を定め、被災時の迅速な対応に備えます。

8 その他のごみ処理に関する計画

(1) 環境美化運動・不法投棄防止対策の推進

① 環境美化運動に対する啓発活動の推進

まちをきれいにするための啓発キャンペーンを継続して実施します。また、町民・事業者等の役割や義務等について普及・啓発して、環境美化に関する町民モラルの向上を図ります。

② 不法投棄防止対策の推進

不法投棄や不適正処理（野外焼却）という行為は、循環型社会を形成するうえでの大きな障害となります。また、現在、多くの町民が不法投棄や野外焼却に対して不快感を抱いており、この環境問題を解決するため、町民・事業所・行政が一丸となって、更なる取組みを進めていきます。

(2) 適正処理の困難な廃棄物への対応

① 特別管理廃棄物、適正処理困難物等への対応

ガスボンベやピアノなど町では適正に処理できないごみについては、販売店や民間処理業者と協力して適正処理を継続していきます。町民、事業者に対しては、これらのごみを集積所や処理施設に持込まないよう、適正な処理・処分の方法について普及・啓発していきます。

また、エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・パソコンなど、家電リサイクル法や資源有効利用促進法などの個別リサイクル法による各業界の自主回収、再資源化の取組みについても、町民、事業者にPRし促進していきます。

② 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物の処理について、医療機関との協議を行い、収集作業時の事故防止等の観点も踏まえながら、適切な排出方法及び処理方法について指導を徹底していきます。

(3) 一般廃棄物会計基準の検討

国は、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営を行うため一般廃棄物会計基準を策定しています。新たな取組みを行う際に費用算定や政策判断の根拠資料として、あるいは処理事業の管理ツールとしての活用が期待されています。こうしたことから一般廃棄物会計基準については近隣市町の採用動向や本町における有効性等について調査検討していきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進管理

ごみ処理に関する計画や施策を円滑かつ効果的に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、町民・事業者・行政それぞれがごみ処理に関する責任を持ち、相互理解と協力のもと役割分担を図ることが必要です。

ごみ処理の基盤となる町民・事業者・行政それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するため、普及啓発活動を推進するとともに、町民・事業者の理解を深めるために意見交換の場を設けるなど、町民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制づくりを推進していくものとします。

2 計画のチェック方法と評価

本計画を推進するためには、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用い、施策の進捗状況や目標達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。PDCA サイクルに基づく計画の進行管理体制を図6-1に示します。

この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Act) という手順を繰り返し行うことにより、計画の進捗状況や施策の実施状況などを都度点検、評価し、それらの見直しなど継続的に改善を図るものです。今後、PDCA サイクルによる点検・評価は基本的に年度毎に実施し、現状や見直し方針等も年度毎に町民、事業者へ広報、ホームページ、実施計画等で公表するとともに御代田町ごみ対策審議会で報告を行うことで、得られた意見や提案を施策に反映させていきます。

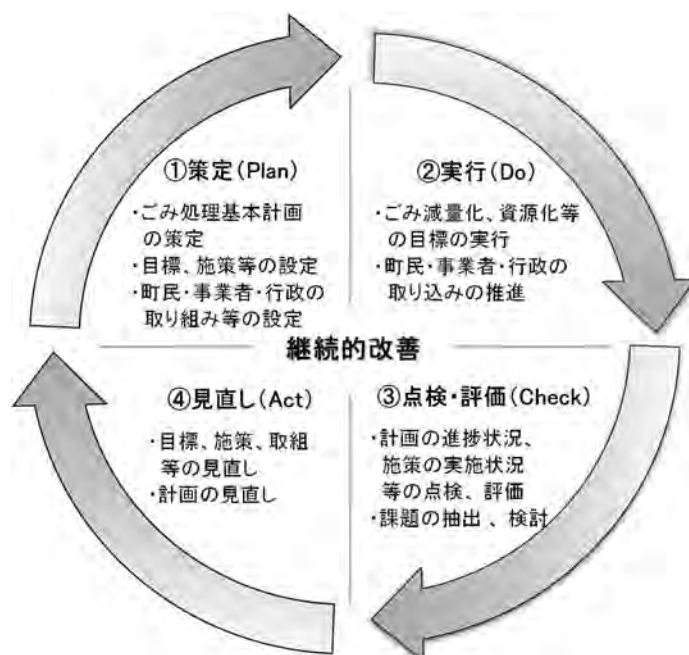


図6-1 計画の進行管理のPDCAサイクル